

令和7年第1回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第2日目）

本日の会議 令和7年3月11日
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員長	金子 恵	副委員長	堤 理志
委員	下町 純子	委員	藤田 明美
委員	岡田 義晴	委員	八木 亮三
委員	西田 健	委員	西岡 克之

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	荒木 秀一	主 査	村田 潤哉
--------	-------	-----	-------

説明のため出席した者

総務部長	青田 浩二		
(総務課)			
課 長	大山 康彦	課長補佐	金子 寛之
係 長	尾田 光洋		
(契約管財課)			
課 長	永野 英明	係 長	山本 洋佑
(秘書広報課)			
課 長	木戸 武志	係 長	池田 昇平
(情報政策課)			
課 長	木須 紀彦		
(地域安全課)			
課 長	山口 聡一朗	課長補佐	田中 廣幸
課長補佐	荒木 啓二	係 長	入口 健太郎
企画財政部長	村田 ゆかり	企画財政部理事	荒木 隆
(政策企画課)			
課 長	中村 元則	課長補佐	松田 祐貴
係 長	山口 和樹	係 長	森山 哲平
(財政課)			
課 長	北野 靖之	課長補佐	入江 彩子
(税務課)			
課 長	和田 弘		
(収納推進課)			
課 長	小川 貴弘		

住民福祉部長 (こども政策課)	宮崎伸之	住民福祉部理事	細田愛二
課長	村田佳美	課長補佐	藤吉有見
課長補佐	石川俊介	係長	濱崎美雪
(住民環境課)			
課長補佐	木須美樹	係長	松本雄輔
(福祉課)			
課長	川内佳代子	課長補佐	和田久美子
課長補佐	山本公司	係長	後藤理子
健康保険部長 (健康保険課)	山本昭彦		
課長	森本陽子	課長補佐	木澤奈津代
係長	一瀬奈々		
(介護保険課)			
課長	峰修子	参事	中村幸子
課長補佐	森川寛子	係長	堀将大
係長	堤圭一郎		
会計管理者 (会計)	田中一之		
係長	草野愛		
議会議務局長 (議会議務局・監査事務局)	荒木秀一		
議事課長兼監査事務局長		係長	江口美和子
	福本美也子		
係長	永間崇義		

本日の委員会に付した案件

議案第17号	令和6年度長与町一般会計補正予算(第7号)
議案第23号	令和7年度長与町国民健康保険特別会計予算
議案第24号	令和7年度長与町後期高齢者医療特別会計予算
議案第25号	令和7年度長与町介護保険特別会計予算

開会 9時28分

閉会 16時28分

○委員長（金子恵委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会いたします。

令和7年第1回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第17号令和6年度長与町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。本日、分割付託をされました企画財政部所管からしていきたいと思っております。まず提案理由の説明を求めますが、財政課からよろしいですか。

北野課長。

○財政課長（北野靖之君）

おはようございます。それでは財政課所管分につきまして説明をいたします。まず歳入でございます。予算に関する説明書の6、7ページをお願いします。一番下、6款1項1目法人事業税交付金は財政課所管分です。決算見込みにより増額計上しております。8、9ページをお願いします。一番上、8款1項1目環境性能割交付金でございます。決算見込みにより増額計上しております。次にその下、10款1項1目1節普通交付税でございます。国の再算定による決定額に基づき増額計上しております。なお、普通交付税の令和6年度の総額はおよそ30億円でございます。12、13ページをお願いします。一番下、16款1項2目1節利子及び配当金のうち、上2つの財政調整基金運用収入と減債基金運用収入、また次の15ページ、上から2つ目、土地開発基金運用収入が財政課の所管でございます。次に同じく14、15ページの中段下、18款2項1目財政調整基金繰入金でございます。今回の補正予算に係る財源の調整で基金を繰り戻しております。一番下、19款1項1目繰越金でございますが、令和5年度からの純繰越金の予算未計上分を計上しております。16、17ページをお願いします。中段、20款5項3目雑入の3行目、長崎縣市町村振興協会市町村配分金でございます。ハロウィンジャンボ宝くじの配分金で額の確定に伴う減額計上でございます。

続きまして、歳出でございます。22、23ページをお願いします。下段の2款1項3目財政管理費は財政課所管分です。12節委託料の公会計整備業務委託料は額の改定に伴い減額しております。その下、18節の西彼中央土地開発公社事業費負担金は、公社所有用地の買い戻しが終了したことに伴い事業費負担額が確定したことによる減額でございます。次に6目の財政調整基金費でございます。財政調整基金積立金は運用収入の積み立て、減債基金積立金は運用収入の積み立てと普通交付税の再算定に伴います臨時財政対策債償還基金費の積み立てでございます。44、45ページをお願いします。中段、12款1項公債費でございます。1目元金および2目利子につきましては、償還額の確定に伴い増額または減額しております。最後に、下段13款1項1目24節の土地開発基金積立金でございます。基金の運用収入の積み立てでございます。以上が財政課所管分でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

次、中村課長。

○政策企画課長（中村元則君）

皆さまおはようございます。それでは政策企画課所管分につきましてご説明申し上げます。まず、令和6年度一般会計補正予算書（第7号）の予算書の7ページをお願いいたします。予算書7ページ、第3表地方債補正でございます。一番上の複合施設整備事業の限度額を7,200万円から6,890万円へ補正するものでございます。こちらは、他の財源の増額による組み替えとして減額補正を行うものでございます。

続きまして、補正予算に関する説明書をお願いいたします。10、11ページをお願いいたします。まず歳入でございます。15款2項2目2節児童福祉費補助金、地域少子化対策重点推進交付金は事業の実数見込みに合わせて減額を行うものでございます。続きまして12、13ページをお願いいたします。一番下段の16款1項2目1節利子及び配当金の、すいません、次のページをお願いします。14、15ページをお願いします。上から3行目、国際交流基金運用収入は実績額に合わせて増額を行うものでございます。次に、17款1項8目1節企業版ふるさと納税寄附金915万円のうち405万円が政策企画課分で、新図書館等複合施設整備事業分として27社からのご寄付の申し出を頂いたものでございます。続きまして16、17ページをお願いいたします。21款1項1目1節総務管理事業債の複合施設整備事業充当起債、310万円の減額が政策企画課所管分でございます。財源組替により減額を行うものでございます。

続きまして歳出に移ります。24、25ページをお願いいたします。2款1項8目11節役務費は、総合計画策定のため実施いたしました町民アンケートの郵送料の実績に応じた減額補正を行うものでございます。12節委託料は、公共施設劣化状況調査業務委託料の入札減による減額を行うものでございます。18節負担金、補助及び交付金は、結婚新生活支援補助金の見込額の変更により減額を行うものでございます。24節積立金は、国際交流基金積立金の運用収入の実績により増額を行うものでございます。26、27ページをお願いいたします。2款1項13目11節役務費の自己託送接続検討料の減額は、複合施設の太陽光発電で生産した電力を役場庁舎に送電することで電力の有効活用を図るための可能性調査を九州電力送配電へお願いするものでございましたが、工事のスタート時期がずれ込んだことにより令和6年度中の委託が難しくなったため減額を行うものでございます。以上が政策企画課所管分です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

次に税務課。

和田課長。

○税務課長（和田弘君）

皆さんおはようございます。税務課所管分をご説明いたします。説明書の6、7ページをお開きください。歳入でございます。1款1項1目1節、個人町民税の現年課税分

でございます。決算見込額の増加分1億230万円を計上しています。1款2項1目1節、固定資産税の現年課税分でございます。決算見込額の増加分210万円を計上しています。1款3項1目1節、軽自動車税環境性能割の現年課税分でございます。決算見込額の増加分300万円を計上しています。1款3項2目1節、軽自動車税種別割の現年課税分でございます。決算見込額の増加分1,070万円を計上しています。1款4項1目1節、たばこ税の現年課税分でございます。決算見込額の増加分880万円を計上しています。1款6項1目1節、都市計画税の現年課税分でございます。決算見込額の増加分350万円を計上しています。以上で税務課所管分を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

引き続き収納推進課。

小川課長お願いします。

○収納推進課長（小川貴弘君）

皆さまおはようございます。それでは収納推進課所管分についてご説明いたします。説明書の16、17ページをお願いします。歳入でございます。20款1項1目1節延滞金は、決算見込額の減額分128万8,000円を計上しております。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はページごとに追っていきたいと思います。課はこだわりませんので、ページで質疑をしてください。それではまず地方債の分は随時受け付けますので、まず6、7ページ、歳入の方ですね、ここから始めたいと思います。ここは税務課と財政の分があります。質疑はありませんか。戻っても構いませんので進めます。次8、9ページ、ここは財政課分が上段の方にありますね。環境性能割と普通交付税の追加分です。いいですか。では、次のページ10、11ページ、下段の方に政策企画課の分が入っています。よろしいですか。ないようでしたら、次のページ12、13ページ。これも下段の方の財政調整基金と減債基金の運用収入分ですね。財政課の分です。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

12、13ページ16款1項2目1節の中から、この財政課所管の運用収入について伺いたいんですが、この利子及び配当金っていうのは、毎年もういわゆる利子の部分で金額がもっとすごく少ないと思うんですね。ここには財政課とか所管以外のも含めてもう何十円とか何百円っていうのもあるぐらいで、財政調整基金運用収入というのも大体もう10万円ないぐらいが例年だったかなと思いますが、今回、それ以外の基金も含めて大幅に増額となっておりますが、理由を教えてください。

○委員長（金子恵委員）

入江課長補佐。

○課長補佐（入江彩子君）

基金の運用収入につきましては、利率の上昇によるものになります。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

利率の上昇っていうのは分かるんですが、金利が上がったのが1回じゃないと思うんですよ、6年度。ちょっと個人的に会計管理者にある程度内容は伺ってきたんですけども、かなりちょっと特殊な運用がなされたと聞いたんですが、これはちょっと基金の所管とその運用がまた違って、ただ会計課はこの部分が所管になってないので、どこに聞いていいのか難しかったんですが、実際これもうちょっと具体的に金利の上昇の内容と、多分運用があると思うんですよ。分かれば説明していただきたいんですが。

○委員長（金子恵委員）

村田部長。

○企画財政部長（村田ゆかり君）

基金の運用につきましては、実質会計課の方でやっております、実情についてはすみませんけれどもこちらの方では把握をしてないところです。申し訳ありません。

○委員長（金子恵委員）

今、12、13ページまで来てます。他よろしいですか。では次、14、15ページ、これは政策企画部等いろいろ、財政ですね。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

17款1項8目の企業版ふるさと納税について伺いたいんですが、先ほど金額や所管分の金額や何社っていうのも分かったんですけども、ちょっと今始まった制度じゃないのでちょっと今さら聞くのもあれなんですけど、これ一般の方のふるさと納税の場合、控除されて返品があるというメリットがありますけど、この企業版の場合、いわゆる控除以外に何らか品物じゃなくてもですよ、例えば今回図書館の整備にこういう寄付をしてもらったとかっていうのが、何か新図書館にそういう企業名とかが載るとか、何らか控除以外のメリットというのはあるんでしょうか、寄付した方に。

○委員長（金子恵委員）

松田課長補佐。

○課長補佐（松田祐貴君）

企業版ふるさと納税寄附金につきましては、複合施設整備事業に関して寄付を頂いた企業に対しては、完成時に企業名が入った銘板を施設内に掲示するというのを考えております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。素朴な疑問なんです。例えば寄付額で名前の大きさが違うとか、そういうことはあるんですかね。別にそうしなければってことじゃないんですけど。もし決まっていれば。

○委員長（金子恵委員）

松田課長補佐。

○課長補佐（松田祐貴君）

具体的な掲示の仕方については、まだ決定はしておりません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

すいません、私も同じところなんですけども、この寄附金なんですけども、企業というのは町内かそれとももっと県外、県内、その辺のあれはどうなってるんですか。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

企業版ふるさと納税の寄付企業についてですが、長与町であれば、長与町以外に本社の所在地がある企業ということになります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですか。では、次進めます。16、17ページ、こちらで質疑はありませんか。収納推進課等も入ってます。あと財政のハロウインの確定分と組み替え分があります。いいですか。歳入は以上です。歳入全般で何かありませんか。よろしいですか。では、歳出に移りたいと思います。22、23ページ、この下段の方に財政課分が入っております。いいですか。24、25ページ、ここは上段の方ですね。政策企画課の分がありますけど。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

24、25ページの2款1項8目18節の結婚新生活支援補助金、見込み減で減額ですけれども、もともと6年6月に計上された810万円から減額だと思うんですが、これ元々の想定が例えば1組大体幾らで、何組ぐらいとかの元々の想定と、実際に見込み減というのは、見込み実績プラス、まだ今年度ありますけど、実績といいましょうか、もしくはどのぐらい減るように見込んだのか、ちょっと減らした根拠の数字を伺いたいんですが。

○委員長（金子恵委員）

森山係長。

○係長（森山哲平君）

結婚新生活支援事業について説明をいたします。当初6月に補正予算で見込んでおりました数字につきまして、まず金額ですが、1人1世帯10万円ってということで一律の金額としております。当初見込んでおりました部分は81世帯であります。今回減額の補正をした部分につきましては、実際の所得情報であったり、婚姻数であったり、統計の情報が変わりましたので、それを基に数字を減額しております。現状の執行状況につきましては、現況6件60万円となっております、今3、4件ちょっと今紹介で保留中という形になっております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると、これからっていうような見込みも含めて10件ぐらいですよ。そうすると今年度は100万円ぐらいしか支出しないように思えるんですが、この310万円だと残りが500万円ぐらいまだ残すということですけど、これは何かちょっと先ほどおっしゃったその統計がとかっていうのがあると思うんですけど、ちょっと考え方をもう1回。実績にしてはまだちょっと予算が多いのかなと思いましたが、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

中村課長。

○政策企画課長（中村元則君）

結婚新生活支援事業につきましては令和6年度の7月からスタートさせていただきまして、補正入力時におきましてはこれから増えるっていう予想の下、実数で計上させていただいております。今年度、結婚までにタイムラグがありますので、周知からタイムラグがあって今年度ようやく申し出等、問い合わせ等が増えてきた状況でございますので、入力時におきましては実数で計上させて、補正予算として実数分以外の分を減額させていただいた状況でございます。補正予算の入力時におきましては、見込み件数で補正額を計上させていただいた状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

たしか7年度は660万円ぐらいが計上されたと思うんですが、今実際実績が、実績というか見込み入れて10件ぐらいで、急に今年度中、つまり今月末までにまだ40件ぐらい増えそうっていうことなんですか。残り500万円残すんですよ、310万円減額ということは。ちょっとよく分からなかったんですけど。もう1回説明いただければ。

○委員長（金子恵委員）

中村課長。

○政策企画課長（中村元則君）

あくまでも今年度始まった事業でございまして、実数が補正予算の入力時にはなかなか見えなかった状況でございますので、予定者数で計上し直させていただいた状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

今の質問の、その上のところの委託料ですが、公共施設劣化状況調査業務委託料の減額ということですが、1年間で恐らく公共施設を調べるわけですけど、減額っていうのは、私聞きそびれたと思うんですけど、その減額の理由をもう1回教えてください。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

こちらにつきましては、入札した結果の入札額に応じて予算を減額したものになります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。では次進めます。次のページですね、26、27ページの上段の自己託送分、接続検討料、この分が減額になっています。ここはよろしいですか。スタート時期のずれということでしたけど。それでは次44、45ページ、中段、ここが財政課所管です。質疑はありませんか。いいですか。歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと聞きそびれたんですが、15ページの企業版ふるさと納税寄附金で、図書館複合施設に対して27社から寄付を頂いて、その部分については企業に対しては銘板みたいなものを設置するということでしたが、これは銘板、企業名を寄付いただいた企業ということで名前を載せるだけなのかですね、もうそれ以外のことはないのかどうか。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

企業版ふるさと納税の寄付を頂いた企業につきましては、先ほどご説明したように複合施設整備に対して寄付を頂いた場合には、施設内に銘板を設置するというお話をしていただきましたが、その他、企業版ふるさと納税をしていただいた企業、一般

的な取り扱いとしましては町のホームページに寄付を頂いた企業ということでお名前を載せさせていただいたり、寄付をしたということを公表していいという場合には、ホームページに載せたり、また広報紙に社名等を載せさせていただいているところです。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

それでは確認なんです、企業版ふるさと納税を行ったことに対して、その代償として経済的な利益を供与するというのが国において厳しく制限、禁止がなされておりますが、あくまでもそういったことはない。名前のお知らせのみということで間違いなにかですね。今後も例えば商品名のPRなどで便宜を供与するというような考えはないかどうか、これ確認をお願いします。

○委員長（金子恵委員）

山口係長。

○係長（山口和樹君）

ご質問いただいたとおり国の制度に基づいて運用するというで考えておりますので、それに従って今後も取り扱っていきたくと考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで企画財政部の質疑を終了いたします。皆さまお疲れさまでした。

場内の時計で10時10分まで休憩します。

（休憩 10時01分～10時09分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

引き続き、第17号の審査に入ります。これより総務部の審査を行います。

まず、総務課から提案理由の説明を求めます。

大山課長。

○総務課長（大山康彦君）

皆さまおはようございます。それでは、議案第17号令和6年度長与町一般会計補正予算（第7号）の総務課所管分につきましてご説明を申し上げます。今回は全て歳出の減額分となっております。説明書の26、27ページをお開きください。2款4項3目長与町長及び町議会議員同時選挙費7節報償費から18節負担金、補助及び交付金までが今回の総務課所管分となっております。こちらにつきましては、令和6年4月21日執行の長与町長選挙および長与町議会議員再選挙に係る経費の実績に伴う減額補正でございます。続きまして、46、47ページをお開きください。こちらが補正予算給与費明細書、一般職の総括表でございます。給与費と共済費合計で1,490万1,000円

の減額となっております、全て会計年度任用職員に係るものでございます。次ページ以降の48から51ページにおきましても、同金額の内訳が記載されておりますのでご参照いただければと思います。以上が総務課所管分となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（金子恵委員）

引き続き契約管財課、お願いします。

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

皆さまおはようございます。それでは、議案第17号令和6年度長与町一般会計補正予算（第7号）の契約管財課所管分についてご説明を申し上げます。今回の補正は歳出のみの補正でございます。それでは、説明書の22、23ページをお開きください。2款1項5目10節需用費につきましては、燃料費を101万1,000円減額し、電気使用料を150万9,000円増額し、全体で49万8,000円の増額要求でございます。燃料費は公用車のガソリン代になりますが、減額理由としまして公用車のEV化、会議、研修のウェブ化などが主な要因と考えております。一方、電気使用料につきましては、役場で使う電気の量自体は職員の節電意識の醸成等による効果もあり年々減少しているのですが、近年の燃料価格の高騰などにより電力単価が大きく値上がりしていることが増額要因でございます。その下、18節負担金、補助及び交付金でございますが、長与町公共施設等管理公社補助金701万5,000円の減額補正でございます。内訳といたしましては、管理公社の令和5年度決算における繰越額相当分を令和6年度補助金から減額するものでございます。説明は以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いたします。

○委員長（金子恵委員）

地域安全課、山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

おはようございます。地域安全課所管分につきましてご説明させていただきます。初めに予算書の6ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正の2款1項、防犯灯新設改良事業699万3,000円、9款1項、避難所生活改善事業2,498万1,000円は所管分でございます。次に7ページをお開き願います。第3表地方債補正の消防施設整備事業の660万円の増額は所管分でございます。

次に歳入でございますが、説明書の8、9ページをお開き願います。14款2項1目4節新しい地方経済・生活環境創生交付金は、避難所の生活環境の抜本的な改善をはじめ、災害にも対応できる魅力的な地域づくりを目指す地方公共団体の先進的な取り組みを交付金により緊急的に支援するもので、事業費の2分の1が国庫補助金として交付されるものでございます。今回実施する事業といたしましては、避難所における良好な生活環境を確保することを目的として、簡易ベット、簡易トイレ、非常時に電気自動車か

ら電気を供給するための給電機の購入を行い、併せて防災倉庫2カ所を整備するもの
のでございます。12、13ページをお開き願います。15款2項5目1節商工費補助
金の長崎県消費者行政推進補助金は額の確定によるものでございます。16款1項2目
1節利子及び配当金の上から3行目、ふるさとづくり基金運用収入、5行目の防災基金
運用収入は額の確定によるものでございます。16、17ページをお開き願います。2
1款1項3目5節市街地整備総合交付金事業債の3行目、地域創造支援事業充当起債は
高田南土地区画整理事業地内の防犯灯に係る起債で、借り入れ予定額の変更に伴う減額
でございます。次のページをお開き願います。21款1項4目1節消防施設整備事業債
の小型動力ポンプ付積載車購入費充当起債は額の確定に伴う減額、その下の防災倉庫整
備費充当起債は防災倉庫設置工事費の2分の1の国庫補助金を差し引いた残額を起債に
て対応するもので、充当率100%、元利償還金の50%が交付税措置される見込みと
なっております。

続きまして歳出でございますが、22、23ページをお開き願います。2款1項7目
交通安全対策費は全て所管分となっており、7節報償費の交通指導員報償、10節需用
費の電気使用料につきましては実績見込みに伴う減額、18節負担金、補助及び交付金
の交通安全指導員設置負担金、交通安全対策推進団体補助金につきましては、額の確定
に伴う減額でございます。次のページをお開き願います。2款1項10目地域振興費は
全て所管分となっており、7節報償費の自治会長報償費は額の確定に伴う減額、その下、
18節負担金、補助及び交付金の自治会長研修補助金と自治会振興補助金は支出額の確
定によるもの。地域振興補助金は実績見込みに伴う減額となっております。24節積立
金のふるさとづくり基金積立金は、ふるさと長与応援寄附金のうち所管分の地域の活
性を推進する力を応援する事業に対する寄附金の一部をふるさとづくり基金積立金に積
み立てるものでございます。12目長与南交流センター管理費1節報酬、3節職員手当
等、4節共済費につきましては、館長職に再任用職員が配置されたことにより、会計年
度任用職員に係る不用額を減額するものでございます。次に34、35ページをお開き
願います。7款1項1目商工振興費8節旅費、10節需用費、12節委託料につきまし
ては、実績の見込みに伴う減額でございます。次に38、39ページをお開き願います。
9款1項1目1節報酬の消防団員報酬は額の確定に伴う減額、18節負担金、補助及び
交付金の広域消防事業負担金は令和5年度の過不足調整によるもので、市の総合消防情
報システム更新費用の増額によるものでございます。2目17節備品購入費の小型動力
ポンプ付積載車購入費につきましては額の確定に伴う減額でございます。4目14節工
事請負費の施設建設工事費は防災倉庫を整備するもので、複合施設建設予定地および水
防倉庫跡地に整備したいと考えております。17節備品購入費の一般備品購入費につき
ましては、簡易ベッドを200台、簡易トイレを10台、避難施設に電気自動車から電
力を供給をするための給電機を5台、整備したいと考えております。24節積立金の防
災基金積立金は基金の運用収入を積み立てるものでございます。以上が今回補正をお願

いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

それでは引き続き、情報政策課。

木須課長お願いします。

○情報政策課長（木須紀彦君）

皆さんおはようございます。それでは情報政策課所管分についてご説明申し上げます。予算に関する説明書の24、25ページをお開きください。歳出のみの補正でございます。歳出の2款1項9目電子計算費でございます。10節需用費から13節使用料及び賃借料まで、また17節備品購入費および18節負担金、補助及び交付金に係る各細節でございますが、いずれも決算見込みに伴う減額補正でございます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

次、秘書広報課。

木戸課長お願いします。

○秘書広報課長（木戸武志君）

改めましておはようございます。それでは、秘書広報課所管分につきましてご説明をさせていただきます。全て歳出の減額でございます。予算に関する説明書の22、23ページをお願いいたします。2款1項1目一般管理費12節委託料の公用車運転・点検業務委託料23万5,000円は実績見込みに伴う減でございます。続きまして、2目文書広報費10節需用費の印刷製本費282万7,000円は、広報ながよの印刷製本に係る実績見込みに伴う減でございます。以上で秘書広報課所管分の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、ページごとに追いながら審査をしたいと思います。まず歳入の8、9ページから、ここから質疑を始めたいと思いますが、質疑はありませんか。では次12、13ページ、上段と下段の方ですね。地域の分とかがあります。よろしいですか。戻っても構いませんので、進めていきます。次16、17ページ。ここで、質疑はありませんか。では次のページ18、19ページ、これ上段、消防費ですね。よろしいですか。では歳入全般で質疑はありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

9ページのちょうど下から3つ目の4節の新しい地方経済のところです、地域防災緊急整備交付金の中の簡易のベッドとかトイレですね、やはり最近はプライバシーの保護とかで、パーテーションとかですね、どういう配慮の簡易ベッド、トイレかですね。よく段ボールでできたベッドというのでご批判がよくあるようですが、今回のこのものはどういった配慮がされてるかちょっとだけ教えてください。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

今回の補正に上げてるものにつきましては、昨年12月に避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針というものが出されまして、それに伴いまして今までは避難所という場所に対する支援だったものが、避難者に対する支援というふうな考え方を転換するようというふうな通知が来ておりまして、要は努力義務ではございますけれども、できる限り生活がしやすい環境を整えるようという指摘を受けまして、ベッドにつきましては段ボールベッドじゃなくて簡易ベッドを購入させていただきたいと思っておりますし、トイレにつきましては避難所生活が長期化する場合などには必要なものになってまいりますので、整備をしてまいりたいというふうな考えております。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

加えてプライバシーの保護についてはどういうご配慮をされておりますか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

プライバシー保護につきましては現在もクイックパーテーションの方を使用しておりますけれども、今後、避難者が多くなった場合はちょっと難しいかもしれませんが、可能な限りクイックパーテーションを使って、もしくはその簡易ベッドを配置しながらプライバシーの確保の方にも努めてまいりたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。歳入全般、質疑はありませんか。では歳出の方に移りたいと思います。歳出、22、23ページですね、この中段から下は契約管財課とかいろいろありますけど。

西田委員。

○委員（西田健委員）

ちょっと秘書広報課と地域安全課となるんですけども、まず2款1項2目文書広報費で印刷製本費が減額となっているんですけども、減額というのが広報ながよ等々というんですけども、もうちょっと詳しく、なぜ減額になったかというのを教えていただければ。

○委員長（金子恵委員）

木戸課長。

○秘書広報課長（木戸武志君）

予算ではページ単価が1.73円、印刷ページが36ページということで予算計上させていただきましたが、実際の契約では予算1ページ単価1.39円、月平均が32

ページとなりましたので、予算減額となっております。平均ページ数が36ページから32ページになった原因としましては、広報掲載基準を定め、年間を通じて重複する記事については精査を実施した結果ページ数の減につながっております。また、自治会配布数の減も主な要因となっております。

○委員長（金子恵委員）

西田委員。

○委員（西田健委員）

ありがとうございました。それから、これは2款1項5目18節、長与町公共施設等管理公社補助金と、これも減額になってるんですけども、もう一度ちょっと理由をお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

減額理由の方なんですけど、こちら令和5年度の管理公社の決算が終わりまして、それで剰余金といいますか、繰越額ですね、こちらの額が701万5,000円、これを6年度にそのまま管理公社で繰り越して、本来本年度6年度にこちらが補助金として出した分から差引く、これをずっと繰り返して管理公社を運用をさせていただいてますので、その分でございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

23ページの同じく財産管理費の中で、燃料費については、会議のウェブ化とそれからEV電気自動車を利用したことによる減ですね。一方、電気使用料は電気の価格の高騰だということでありまして、今日の段階で計算してるか分かりませんが、このEV自動車を導入したことによる燃料の減と、今度電気の使用料が高騰した分とでの果たしてどちらが財政的に有利なのかというような検討というのは、もしされてたら教えていただきたいと思いますが、まだそれされてなければ結構ですが。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

EVカーを導入したことによって効果というのは検証しておりませんが、購入する前の段階、検討する段階で計算した時には、燃料費の方よりも電気代の方が半額とまではいかないんですけど安くなるという検証はしております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

了解しました。ちなみに価格が高騰してくると若干変わってくると思うんですけど、この辺りが限界だなとかいうような、試算をされてるのか。要するに電気の高騰が今後分からないですよ。で、ある程度、この辺りぐらいまでだったらもうペイするとか、そういった試算というのがされているかどうかですね。

○委員長（金子恵委員）

永野課長。

○契約管財課長（永野英明君）

その損益分岐点じゃないですけど、そういったところの検証までは至ってないんですけど、電気自動車自体が高額でもありますし、補助金等も使いながらっていうのもあるんですけども、やはりこのカーボンニュートラルとかそういった観点もございまして、電気自動車は段階的に増やしていこうかなというふうには思っております。比較検討といいますか、そういったのはちょっとできていなくて申し訳ございません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。では次進みます。次のページ24、25ページ、よろしいですか。次26、27ページ、これは選挙費ですね。ないようでしたら次34、35ページ、商工費の中に地域安全課分が入ってます。いいですか。では38、39ページ、消費税が地域安全課所管分です。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

38、39ページの9款1項4目防災対策費で、先ほどのご説明で防災倉庫2カ所ということでしたが、もしちょっと説明があったところでしたら申し訳ないんですが、これはどこに、2カ所っていうのはどっかの公民館とかに併設なのか、ちょっともう1回詳しく教えてください。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

2カ所の設置につきましては、複合施設建設予定地の方と、防災倉庫を取り壊しましたのでその跡地に設置してまいりたいというふうを考えております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

複合施設の方は分かりました。もう1つの前のというか、同じ場所に建て直すというのは、老朽化とかですね、建て直す理由を伺います。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

水防倉庫の方が老朽化が著しくて、要は外壁とかが崩れ落ちてきた状況がございましたので緊急的に取り壊しをさせていただきました。そちらの倉庫につきまして、今後とも利用してまいりたいと考えておりますので設置をさせていただきたいと思っております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

39ページの消防費の防災対策費の備品購入費です。先ほどの説明で避難所等を開設した場合の簡易ベッドとか、簡易トイレ等々の購入ということでご説明がありました。そのこと自体にはではないんですけれども、これを設置する際の、先ほどのご説明では場所から人に対するうんぬんというような方向の方針の変更はあつてということではありますが、やっぱりプライバシーに対する配慮というのが十分必要になってこようかと思うんですが、そこでトイレの設置についての基準はどういうふうにされているのか。分かりやすく言いますと、例えば男性女性配置の数とか、割合、この辺りも何か基準の中で設けてらっしゃるのか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

現在は通常使用しております一時避難所ですね、通常開所をしております。大雨とか台風の際の避難所につきましては、各施設の方を利用しておりますので、そちらの方のトイレを利用することで対応させていただいております。また避難生活が長期化する場合、これにつきましては対応自体が変わってまいりますので、例えば3日間とか1週間とか長引く場合につきましては、避難所自体も違う場所に開設をしなければならないというふうに考えております。その場合は、大規模な施設を使うことになろうかと思えますけれども、簡易トイレも活用したいと思っておりますし、もしくは協定をしている先の方からトイレを手配させていただきたいというふうに思っています。ですので、一律に基準というのは今のところ設けておりませんが、避難生活ができる限りいい環境で過ごせるように対応の方はしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

トイレの男女別の設置についてなんですが、私も比較的最近知ったんですが、これは男性が使うトイレよりも女性の方を3倍、1対3ぐらいの割合で設置することが望ましいというようないろんな報告といたしますか、いろんな指針が出ておりますので、その辺りが検討されているのか、もし検討されてなかったら、ぜひ今後そういう計画を立てる段階で滞りなくこういう基準に沿った方がいいというような話も聞いておりますので、

ぜひ検討されたいかがかと思いますが、ここの辺りいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

ありがとうございます。そういったご指摘も踏まえまして今後検討の方は行ってまいりたいと思いますが、また一方で、誰でも使えるトイレ、そういったものに対する配慮も必要かと思っておりますので、併せて検討を行ってまいりたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

ちょっと戻ります。34、35ページの商工費の12節委託料、これファイナンシャルプランニング業務委託料というのは、これは生活困窮者に対しての指導の委託と思うんですけど、その減額っていうのは、その契約の中身というのは、例えば出来高払いとかそういう形なのかなと、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

こちらの方は家計相談になっておりますので、生活困窮者に限定したものではありません。ご指摘の金額につきましては、1回当たりの金額になっておりますので、1回分を申し込みがなかったために実施しなかったためにですね、その分を減額させていただきたいということで計上させていただいております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。予算書の方の6、7ページ、こちらも総務部分が含まれておりました。繰越明許費と地方債補正分が入ってますが、こちらも含めて全体で質疑はありませんか。いいですか。

藤田委員。

○委員（藤田明美委員）

先ほど西岡委員が質問された35ページのファイナンシャルプランニング業務委託料についてなんですが、1件当たりの料金というか委託料というのはお幾らなのか教えていただけませんか。

○委員長（金子恵委員）

山口課長。

○地域安全課長（山口聡一郎君）

1日の開催につき5万2,000円となっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで総務部の質疑を終了いたします。所管の皆さまはお疲れさまでした。

場内の時計で10時55分まで休憩します。

(休憩 10時43分～10時54分)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより住民福祉部の審査を継続して行いたいと思います。まず住民環境課より提案理由の説明を求めます。

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

おはようございます。それでは住民環境課所管分につきまして、補正予算に関する説明書に沿って説明をさせていただきます。今回の補正は、実績および実績見込みに伴う補正額の計上が主なものでございます。まず歳入でございます。8、9ページをお開き願います。下段の14款2項1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金の社会保障・税番号システム改修費補助金は、補助対象であります戸籍総合システム改修費用の確定に伴う減額でございます。次のページに移りまして、上段の3目衛生費国庫補助金2節清掃費補助金と、ページ下段になります15款2項3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金の一番上になります浄化槽設置整備補助金につきましては、補助金の利用がなかったため、国費および県費について減額をするものでございます。同じ節内の3番目、長崎県地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金、こちらは対象事業補助額の確定に伴う減額計上でございます。次のページをお願いいたします。中段になります。15款3項1目総務費委託金3節戸籍住民基本台帳費委託金は、パスポート事務に係る権限移譲等交付金の額の確定に伴う増額。そして2つ下に行きまして3目衛生費委託金1節保健衛生費委託金のうち、1番目と2番目の墓地と公害の分につきましても権限移譲等交付金の額の確定に伴う増額補正でございます。続きまして、16、17ページをお開き願います。中段の20款5項3目雑入1節雑入のうち、2番目の過年度長与・時津環境施設組合運営負担金精算金は、施設組合令和5年度決算の確定に伴います返還金でございます。以上が歳入でございます。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。26、27ページをお開き願います。2段目になります。2款3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、先ほど歳入のところでご説明いたしましたパスポート事務に係る権限移譲等交付金の額の確定に伴う財源組替でございます。次に30、31ページをお開き願います。2段目になります4款1項5目環境衛生費18節負担金、補助及び交付金は、歳入で申し上げました合併浄化槽設置に係る補助金申請がなかったため減額をするもの。そしてその下の7目地球温暖化対策費18節負担金、補助及び交付金は、事業費の確定に伴う減額計上ござ

います。次の32、33ページをお願いいたします。上段の4款2項1目清掃総務費12節委託料、町民一斉清掃時草等処理委託料と精霊船集積所交通誘導警備委託料は、どちらも事業完了に伴う減額。その下の2目ごみ処理費12節委託料につきましては、ごみ収集委託料、ごみ袋作成業務委託料とも実績見込みに伴う減額計上でございます。以上が住民環境課分に関する内容でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

それでは引き続き、福祉課の説明をお願いします。

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

皆さまおはようございます。福祉課所管分につきましてご説明いたします。まず、予算書の6ページをお開きください。第2表繰越明許費補正（追加）、3款1項、非課税世帯支援給付金事業は、非課税世帯1世帯当たり3万円と子ども加算1人当たり2万円を給付するもので、申請期日を令和7年6月30日までとしておりますことから、必要な経費を次年度に繰り越すものでございます。

続きまして、説明書の方でご説明いたします。説明書の8、9ページをお開きください。14款1項1目1節社会福祉費負担金、2行目の障害者自立支援給付費負担金は事業費の増額に伴い国へ変更交付申請を行ったことによりまして、増額にて補正をお願いするものでございます。14款2項1目3節地域活性化補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、低所得世帯支援給付金および定額減税補足給付金の事業完了に伴うものでございます。14款2項2目1節社会福祉費補助金、地域生活支援事業補助金は補助額の確定に伴う減額補正でございます。10、11ページをお開きください。15款1項1目1節社会福祉費負担金、2行目の障害者自立支援給付費負担金から、それから2項2目1節社会福祉費補助金、地域生活支援事業補助金につきましては、国費同様の理由に伴いました補正をお願いするものでございます。次のページにまいります。15款3項2目1節社会福祉費委託金は全て所管分でございます。権限移譲等交付金の額の確定に伴い補正をお願いするものでございます。同じページの16款1項2目1節利子及び配当金、4行目、地域福祉ボランティア基金運用収入につきましても額の確定に伴う補正のお願いでございます。

続きまして歳出に参ります。26、27ページをお開きください。下段の方になります。3款1項1目18節負担金、補助及び交付金の長与町民生委員児童委員協議会運営補助金につきましては、決算見込みにより減額計上しております。また、長与町社会福祉協議会運営補助金につきましては、福祉バスに係る費用分につきまして今回を補正をお願いするものでございます。その下、24節積立金の地域福祉ボランティア基金積立金は、ふるさと長与応援寄附金からの基金積立金でございます。次のページに参ります。2目障害者福祉費19節扶助費、自立支援給付費は令和6年4月と6月からの障害福祉サービス等に係る報酬改定が行われることを踏まえ、7億3,980万円の予算計上を当

初行っておりましたが、決算見込額が当初予算額を2,888万9,000円上回る
が見込まれますことから、増額にて補正をお願いするものでございます。同じページの
6目低所得世帯支援給付金事業費につきましては、昨年7月から支給を行って
おりました低所得世帯支援給付金、いわゆる新たな非課税世帯への給付金と
されているものと、定額減税不足額給付金、調整給付と呼ばれている給付
金でございますが、これにつきまして昨年12月に事業が終了いたしました
もので減額補正をお願いしているものでございます。以上が今回の補正
でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（金子恵委員）

引き続き、こども政策課の説明をお願いします。

村田課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

皆さまおはようございます。それではこども政策課所管につきましてご説明
させていただきます。今回の補正は、主に実績見込みに伴う減額補正でござ
います。それでは説明書の8、9ページをお開きください。3段目の12款1項1目1節
児童福祉費負担金は決算見込額に合わせて減額しております。その下の14款1項1目3節
児童手当負担金は、児童手当の歳出減額に伴う国費の減額でございます。次に10、11
ページをお開きください。14款2項3目1節保健衛生費補助金は、出産・子育て
応援給付金の歳出減額に伴う国費の減額でございます。その下の段の15款1項1目3節
児童手当負担金は、児童手当の歳出減額に伴う県費の減額でございます。その次の段
の15款2項3目1節保健衛生費補助金の2行目の出産・子育て応援事業費補助金は、
歳出減額に伴う県費の減額でございます。

次に歳出です。26、27ページをお開きください。3款1項1目18節負担金、補
助及び交付金の一番下の行の支援対象児童等見守り強化事業補助金は、実績見込
みに合わせて減額しております。次に28、29ページをお開きください。3款2項1目
と3款2項2目は全てこども政策課所管です。3款2項1目18節負担金、補助及
び交付金と19節扶助費につきましては、決算見込額に合わせて減額しております。
3款2項2目18節負担金、補助及び交付金の1行目障害児保育事業補助金は、
実績見込みに合わせて減額しております。2行目の延長保育促進事業補助金は、
補助基準が変わったことにより増額しております。30、31ページをお開き
ください。下段の4款1項2目12節の予防接種委託料のこども政策所管分は、
子宮頸がんワクチン接種者の増加により905万3,000円を増額しております。
4款1項3目12節の健康診査委託料と18節の出産・子育て応援給付金につ
きましては、どちらも実績見込みに合わせて減額しております。次の22節償還
金、利子及び割引料は、令和4年度出産・子育て応援交付金の実績に伴う返
還金となります。こども政策課からは以上です。ご審議のほどよろしくお
願いたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、歳入の方から入っていきたいと思います。一応予算書の方にも繰越明許費が上がっておりますけれども、それも含めて質疑をお願いいたします。まず8、9ページ、歳入ですね。こちらの方から質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。よろしいですか。戻っても構いませんので進めます。10、11ページ、質疑はありませんか。よろしいですか。次12、13ページ。戻っても構いません。では次16、17ページ、こちら中段辺りにありますね。住民環境課分ですね。それでは、これで歳入は以上ですけれども、歳入全般で質疑はありませんか。いいですか。最後に、全体で聞きますので歳出の方に移ります。26、27ページ、こちらで質疑はありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（堤理志委員）

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

27ページの下段に社協への運営補助金ということで福祉バス分が143万6,000円ということで計上されてますが、この補助の内容と期間、これを教えていただければと思います。

○委員（堤理志委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

まず補助の内容につきまして詳細をお伝えいたします。まず、令和6年1月から12月までの長与町役場関係で福祉バスを使用しました分の燃料費、こちらが3万3,189円。それから車両が故障したことに伴うレンタル費、これが令和6年11月13日から、見込みにはなりますが、令和7年3月31日までの分で85万4,760円、あと自動車税、任意保険料、それから車検料等のメンテナンス代、あと消耗品等とあとシートベルト交換費等の修繕費含めまして54万7,874円、補助のこちらの予算の要求額といたしまして合計で143万5,823円、歳出の予算になりますので1,000円未満切上げとなりまして、143万6,000円で要求をお願いをしているところでございます。期間につきましては、燃料費につきましては社協の方の決算等の関係がございまして、1月から12月までとなっております。その他のものにつきましては、町の年度と合わせて4月から3月までということで補正の方は組み立てております。以上でございます。

○委員（堤理志委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

他に質疑はありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

今の委員長の質疑の件に関して、私はもう議選で社協の理事に行ってるということはないと思います。この間理事会があったんです。その時に、今の質疑と関連して、バスが動かないって言われて、部品がない。もう知ってると思います。部品がないのにそのまま黙って放置して、何でないのってたら、日本全国探してますって。ちょっとね、その答弁に関して疑義を感じます。じゃもっと探せる方法があるんじゃないのって。日本全国部品がない、じゃあもう廃車すればいいんじゃないですかって思うとけど、他の件であったもんでちょっと理事会が長引くと思って私黙ってたんですけどね、もう少しね運営の方法に関して、もっとてきぱき運営をするような形を取らないと、黙ってそのバス、黙っとけば今度車検も来るんですよ。さまざまいろんなところも放置しておけば、他のとこまで故障が来ます。でその部品の探し方っていうのも、少し私も疑問が残ります。もう少しきちとした対応をするように指導をしてあげないと、あのまま黙って放置していても部品なんて見つかるわけないんですよ。もう少し何かやり方があるんじゃないかなと思ってですね。あそこの首脳部の運営の仕方というのが、他の件にしても一緒ですよ。まだ言いたいことたくさんあるんですけども、今日はこれの部分だけでやめておきますけど。もっとこう運営に関して知恵を使うような運営をね、バスのことに関してね、してあげないと。黙って、あのまま部品がありません、部品がありませんで過ごしておくのかなって。その間、レンタルで、今おっしゃったようにレンタル費もかさむわけですよ。じゃ駄目なら駄目で減価償却して別の中古のバスを買うとか、レンタル費で買えるので、その辺をきちんと指導してあげないと、あそこそのままじゃ駄目になってしまうんじゃないかなと思うんですね。その件に関して、少しどういうお考えなのか。バスのことに関してだけで結構です。質問します。

○委員長（金子恵委員）

社協のバスはまだ社協のものであって、運営も社協の運営だと思うんですけども、それに関して今の質疑に答えられる範囲内であれば答えていただけたらと思います。

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

ご配慮ありがとうございます。福祉バスにつきまして役場の見解といたしますか、対応について少しご説明をさせていただきます。昨年11月過ぎぐらいにバスの方が動かないということで私どもに連絡がありました。もうその時点ではもう予約等が入ったものですので、レンタルでっていうことで進めてきているところです。年が明けまして、バスの方の修繕が難しいということでの報告を2月中旬ぐらいに頂きました。なので、町といたしましては、もうバスを持っていても修繕ができないのであれば、おっしゃるとおり車検代もかかるので廃車してくださいということでの指導といたしますか助言といたしますかお話をさせていただいているところです。それに対して、今社協の方で事業所部会というのがあられるそうなんですが、そちらの方でどうするかっていうのをもう一

度考えますというようなお返事を頂いているところです。バスにつきましてはもう危険なので動かさないでくださいというお話と、あと廃車ということで進めてくださいと。あと、福祉バスの事業について進めるか進めないかっていうのは、別の次元の話なので、また社協の方でお話をさせていただいて、もし購入が難しいとか、費用の方でということであれば、ご相談には乗らないわけではない、ここですみません、予算を確定する発言はちょっとできませんので、お話は伺いますということでお話をしているところです。先ほど西岡委員が言われたように、町といたしましてもやはりそのままバスを持っていくっていうのは負になると、マイナスになるというのは町としても思っているところがございますので、もう少しお時間を頂ければと思っております。

○委員長（金子恵委員）

他に質疑はありませんか。よろしいですか。では次進みます。戻っても構いません。

28、29ページ。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

29ページ、一番下の18節の負担金ですが、下の延長保育促進事業補助金は、基準変更によって増額ということですが、その基準変更はどういうものですか。

○委員長（金子恵委員）

石川課長補佐。

○課長補佐（石川俊介君）

延長保育に関しましては、保育標準時間認定を受けたものの30分延長の基準額がまず30万円から60万円に増額された。あと1時間延長分が166万7,000円から176万円に増額をされております。1時間延長保育の分の補助金に関しまして、今までが平均対象児童数というので算定をしておりますが、これが昨年度までは6人以上が利用した時、1時間になるっていう計算だったんですが、今回改正がされまして6人から3人に引き下げられた関係で、1施設が30分延長から1時間延長の区分に移行したことに伴って今回増額となっております。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

すいません、これはいつから変更になったんですかね。

○委員長（金子恵委員）

石川課長補佐。

○課長補佐（石川俊介君）

こちらの変更は令和6年4月1日からとなっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

同じ28、29ページで福祉課の部分ですが、一番上ですね、3款1項2目19節扶助費、自立支援給付費なんですけれども、先ほど増額の理由等は細かく伺えたんですが、ちょっと私の認識が間違ってたらし訳ないんですけれども、この障害者福祉費で自立支援給付費ですと、歳入の方に国と県から障害者自立支援給付費負担金というのがそれぞれあって、合計で503万円ぐらいですが、ここでは国県支出金が財源として220万1,000円なんですけど、これはちょっと費目が見えませんが全くこの別のもの、この国県支出金はここで言う歳出の自立支援給付費の財源になってないものなのか。ちょっとそれぞれのこの歳出の方の財源220万1,000円と、歳入の方の国の335万円ぐらいと県の167万円ぐらいのどういう使われ方というか、それぞれのちょっと関連がないのか、ちょっと説明を伺えたら幸いなんですけど。

○委員長（金子恵委員）

和田課長補佐。

○課長補佐（和田久美子君）

自立支援給付費負担金なんですけれども、こちらの歳出の扶助費2,888万9,000円の分の歳入が国費の14款1項1節の障害者自立支援給付費負担金とあと15款の県費負担金になります。これが国が2分の1、県が4分の1補助になるんですけれども、今回は令和6年9月の変更申請時の決定額で歳入が来ておまして、例年これは実績に基づいて翌年度に精算交付ということになっておりますので、また令和7年度に追加交付ということで歳入を予定しているところです。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

大体分かりました。ちょっと改めてちょっと繰り返しになりますけど、じゃあ今回の歳出の国県支出金220万1,000円というのは一部というか、その今の国県の負担金からの一部ではあるのかですかね。別なのかというか、伺えたら。

○委員長（金子恵委員）

和田課長補佐。

○課長補佐（和田久美子君）

今回支出で上げております2,888万9,000円の分は全額です。自立支援給付費の負担金の全額分になります。

○委員長（金子恵委員）

川内課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

少し補足をいたします。こちらの国県支出金220万1,000円はこの2,888万

9,000円の内にはなるんですけども、今回、一度国県への変更申請をしているところでの歳入を組んでおりますので、歳出の方が財源内訳と少し合わないような形にはなっておりますが、一部ではあります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですか。今、29ページまで行きましたね。それでは次30、31ページ、ここはこども政策課、住民環境課とか入ってます。よろしいですか。戻っても構いませんので、次の32、33ページ。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

清掃費から伺います。32、33ページ、4款2項2目ごみ処理費ですね。これ、ごみ収集委託料とごみ袋作成業務委託料が減額になってますけれども、特に予算は多めに当然確保されてるから実績等で減額かなと思うんですけど、ごみ収集委託料は元の予算が大きいので割合としてはそこまでじゃないかなという個人的には思うんですが、ごみ袋作成委託料は予算に対して結構減額の割合が多いのかなと思うんですが。これは、両方ですね、減額の何かこう理由といいましようか、例えばごみを出す量自体が町民の出す量が少なかったとか、特段理由があるんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

細田理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

まずごみ収集委託料の減額につきましてですけども、当初うちの方で予算組んでまして、予算については労務単価、これの増額が上がってきてるということと、過去3年間で平均等と上昇率とかを掛けて予算を出してるんですけども、それに対して、結果、落札額が低かったといたしますか、これだけの差が出たということでの減額ということになります。そして、ごみ袋の作成業務委託料ですけども、こちらについては物価高騰の分で材料費がこちらも上がってきてまして、それを考慮しまして、これもずっと上がってきているものですから、令和6年度から年間契約だったものを半年ずつの半期契約に変えました、影響が少なくなるようにですね。それからさらに今年度のいわゆる後期分ですけど、これまではごみ袋の材料費とごみ袋に製袋をする分とで一括して委託をしてたんですけども、材料の分と作成をする分と分けて契約をするようにいたしました。結果、材料費の方がかなり安くできたものですから、それに伴いまして今回減額をするという形になりました。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですかね。以上ですけども、歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで住民福祉部の審査を終了いたします。所管の皆さまお疲れさまでした。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

場内の時計で11時40分まで休憩します。

(休憩 11時29分～11時40分)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、健康保険部の審査に入ります。時間によっては説明だけになるかもしれませんが、説明の方をしっかりとお願いしたいと思います。まず健康保険課から。

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

健康保険課所管分につきましてご説明いたします。長与町一般会計補正予算書（第7号）に関する説明書の8、9ページをお開きください。歳入です。14款1項1目1節社会福祉費負担金の1行目、国民健康保険基盤安定負担金は額の確定により52万8,000円を増額計上しております。2項2目3節老人福祉費補助金は交付額が確定しましたので、10万5,000円を減額計上しております。次のページをお開きください。15款1項1目1節社会福祉費負担金は、国民健康保険基盤安定負担金、2行下の後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額の確定により増額計上しております。16、17ページをお開きください。20款4項1目1節後期高齢者医療受託事業収入は、健康診査の受診者増のため374万4,000円を増額計上しております。5項3目1節雑入、上から5行目の地域保健活動助成金は、一般財団法人の健康開発事業団の地域保健推進賞へ応募し採択されたもので、保健衛生総務費の消耗品費に充当いたします。2行下のワクチン生産体制等緊急整備基金助成金は、当初見込みより実績が下回ったことによる減額補正です。

続きまして歳出です。28、29ページをお開きください。3款1項5目27節繰出金の長与町国民健康保険特別会計繰出金ですが、保険基盤安定繰入金および財政安定化支援事業繰入金の額の確定、ならびに事務費等繰入金および産前産後保険税繰入金の見込額により127万7,000円を増額計上しております。次のページをお開きください。3款3項3目後期高齢者医療費12節委託料は、後期高齢者健康診査の受診者増のため350万円を増額計上。18節負担金、補助及び交付金は、後期高齢者医療療養給付費負担金の額の確定により1,293万2,000円を減額計上。27節繰出金は、保険基盤安定繰入金の額の確定により58万8,000円を増額計上しております。4款1項1目保健衛生総務費10節需用費とその下の17節備品購入費は、テレビゲーム機、モニター、モニタースタンド、ゲームソフトを、歳入でご説明しました助成金で購入します。健康ポイント事業で体験会を実施するなどして、脳トレや健康づくりにつなげていく予

定です。2目感染症予防費12節委託料の一部が健康保健課所管分で、接種見込み数減により4,715万3,000円を減額計上しております。22節償還金、利子及び割引料の1行目は緊急風疹抗体検査等事業令和5年度返還金、2行目、3行目は過年度の国庫負担金、補助金の返還金等です。4目健康増進費12節委託料は、がん検診をはじめ各種検診の受診者が見込みより増加したため132万円を増額計上しております。22節償還金、利子及び割引料は、過年度の国庫および県費補助金の返還金です。以上が今回の補正の内容です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

それでは引き続き、介護保険課の説明をお願いします。

峰課長。

○介護保険課長（峰修子君）

続きまして、議案第17号令和6年度長与町一般会計補正予算（第7号）につきまして、介護保険課所管分のご説明を申し上げます。予算に関する説明書の歳入14ページをお開きください。18款繰入金1項特別会計繰入金1節介護保険特別会計繰入金221万1,000円を一般会計に繰り入れ、繰入額の総額を476万1,000円とするものです。これは、議案第20号長与町特別会計補正予算（第4号）でご説明いたしました介護報酬改定に伴うシステム改修補助金を一般会計に繰り入れるものでございますが、令和5年度までは介護保険課が本改修についての契約、支払いおよび補助申請を行ってございましたものを、今年度より基幹システム等の改修については情報政策課が集約し、契約および支払いに関する事務をすることとなったため、補助申請を介護保険課で行い、交付があった額を一般会計に繰り入れたものでございます。予算書の14ページをご覧ください。総事業額442万2,000円の2分の1の補助額となっており、繰り入れられた額は2款1項9目の介護保険事業で情報政策課分として充当される予定でございます。介護保険課所管分は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

今説明が終わりました。これから質疑に入りたいと思います。ページごとに追っていきますので、8、9ページの歳入から質疑を行います。質疑はありませんか。中段の福祉費の負担金と一番下段の補助金分が健康保険課の分です。戻っても構いませんので、次のページいきます。これは中段のここも負担金ですね。県の負担金分です。後期高齢分と国保の分と。よろしいですか。戻っても構いません。次行きます。次14、15ページ、先ほど説明がありました14款の介護保険課分が入っております。いいですかね。では、次のページ16、17ページ、上段の方ですね。後期高齢者の受診委託費、こちらの増額分と雑入等があります。いいですか。歳入は以上ですが、歳入全般で質疑はありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

9 ページの一番下の老人福祉費補助ですけれども、この老人保健事業の原爆分というのは、被爆者手帳を持って人対象ということによろしいですか。

○委員長（金子恵委員）

一瀬係長。

○係長（一瀬奈々君）

原爆分につきましては所管が福祉課となっておりますので、すいません、健康保健課では分かりません。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

予算上はこちらになりますが、一部がうちになるんですけれども、その交付に対しての対象の詳細事務は福祉課になりますので、すいません、詳細は分かりかねます。

○委員長（金子恵委員）

一瀬係長。

○係長（一瀬奈々君）

老人保健事業推進費補助金につきましては、交付の対象が原爆に対するものと医療費に対するものがございます。原爆の方の医療費に対するものについてはこちらが所管となっております。手帳の有無等につきましては、すいません、もちろん原爆被爆者ということの手帳を持っての方が対象になるとは思いますが、すいませんちょっと詳細はこちらでは把握しておりません。医療費についての補助金申請を行っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。では次進みます。次、歳出の方に行きたいと思います。28、29 ページ、ここは繰出金ですね。国保の繰出金が所管です。よろしいですか。では次のページ30、31 ページ、いいですか。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（堤理志委員）

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

歳入にもありましたけれども、この30、31 ページの消耗品と一般備品購入費ということで、これはサロンとかそういう所でもお使いになるのかなど。実際にこれに似たようなことが、南交流の方で実施をされたということで、そういう内容なのかなというふうに思いますが、この健康ポイントの対象というのは年齢に問わず幅広く対象はもう考えておられると思うんですが、この健康ポイント事業だけに使うのか、それとも他にも何か開催時にしっかりと使うというか、これを例えばサロンで予約をしたらこれを利用することができるっていうふうになるのか、そこだけ教えてください。

○委員（堤理志委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

消耗品と備品につきまして、これは任天堂のSwitchというゲーム機とあと大きな映し出すモニターを想定しております、これは健康ポイント事業だけでなく健康づくり関係のイベントなどや、あと新しい複合施設などに設置して高齢者や子どもたちがゲームなどを通して交流をしたり健康づくりにつなげるということで考えております。先日、南交流センターであった任天堂のSwitchの説明会は、介護保険課と健康保険課で参加させていただいたんですけども、介護保険課の方ではサロンの方での活用を考えてご案内があったというふうに伺っております。健康保険課の方では健康づくりで利用しようと考えております。

○委員（堤理志委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

金額的に台数的には1台、セット1組分なのかなとは思いますが、その台数が分かればっていうか、2人でされるとか3人でされるとかいったら、手持ちの備品ってというのはプラスされていくのかなと思うんですけど、その辺りはどうでしょうか。

○委員（堤理志委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

今のところSwitchの本体は2台購入して、それにプラス追加でできるような、1台で4人まで同時にゲームができるような追加の備品なども購入する予定にしております。なので一応2台買うので8人最大できるというな形に考えております。

○委員（堤理志委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

あと12時まで1分切ったんですけども、ちょっと過ぎますけどよろしいですか。他に質疑はありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

今の31ページのところの12節委託料の健康診査委託料の減額について、私ちょっと聞きそびれたんですが、この理由は何だったですか。4款3項母子衛生費12節委託料の健康診査委託料の説明をすいません、もう一度。

○委員長（金子恵委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

先ほどの岡田委員の質疑はなしということで。

他に、歳入歳出いずれでも結構です、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで健康保健部の質疑を終了いたします。所管の皆さまはお疲れさまでした。

場内の時計で13時20分まで休憩します。

（休憩 12時01分～13時17分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより引き続き、議案第17号、会計課の審査に入りたいと思います。提案理由の説明を求めます。

田中会計管理者。

○会計管理者（田中一之君）

皆さまお疲れさまです。それでは、令和6年度一般会計補正予算（第7号）の会計課所管分についてご説明申し上げます。会計課分は歳入の1カ所となります。説明書の14、15ページをお開きください。18款繰入金2項基金繰入金9目1節収入印紙及び長崎県証紙購買基金繰入金で100万円を計上しております。これは昨日こちらの委員会でご審議いただきました議案第4号長与町収入印紙及び長崎県証紙購買基金条例の一部を改正する条例において、当該基金が保有をします400万円、こちらの資金の額を適正な基金の額300万円に減額した際、余剰となります100万円を一般会計へと繰り入れを行ったものでございます。以上簡単ではございますけれども、会計課所管の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。それでは質疑はありませんか。いいですか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今ご説明いただいた会計課所管分ではないんですけども、本日の先ほどまでのこの補正予算審査の中で、財政課が所管する例えば財政調整基金運用収入であったり、減債基金運用収入であったり、他にも歳入の16款1項2目のところで基金の運用収入が例年よりも大幅に増えているということに対して、その所管課に質問したんですが、基金の運用は会計課ということで、詳細はほぼ分からない、金利が上がったことによるという説明だけはあったんですけど。かなりの大幅な増額なので、通常と恐らく違う何らか理由があったと思いますので、もし説明いただければと思うんですが、お願いします。

○委員長（金子恵委員）

田中会計管理者。

○会計管理者（田中一之君）

基金の運用収入に関しましては、会計課の方で各担当課に指示をいたしまして、今回の補正予算の第7号の方に計上させていただいております。基金積立金こういったものについては、会計管理者の役割と、運用に関してはですね、役割ということで、私の方で全て定期預金等の預け入れ等の管理は私の方で行っております。今回令和6年度に基金の運用収入がかなりの増額になったんですけれども、その大きな理由といたしましては、金利の引き上げが令和6年度に3回行われました。昨年の令和6年3月31日時点の金利が普通預金が0.001%、定期預金が0.002%でございました。それが昨年の4月1日ですね、こちらで一度見直しが行われまして令和6年4月1日からは普通預金が0.02%、定期預金が0.025%と金利が引き上げられました。その次、今度は令和6年の9月2日、こちらに普通預金の利率が0.1%、定期預金が0.125%とさらに引き上げられたわけですね。で今年、年明けて今月の3月3日にですねまた再度普通預金の引き上げが行われまして、普通預金が0.2%、定期預金が0.225%と引き上げが行われました。これは標準的な十八親和銀行とか長崎銀行とか標準的な銀行の金利になります。他金融機関幾つもありますけれども、そこは必ずしもこの今申し上げた金利と連動しているわけではございません。そういった中で、引き上げが行われるたびに、定期預金の見直しを私の方で行いまして、少しでも運用益を得るために借り換えと申しますか、解約をしてもう1回定期にし直すと、高い金利の方にし直すと。で、定期預金というのは1年とか半年とかそういった期間を区切って預け入れを行いますけれども、当初の低い金利のままですと、満期になった時に低い金利でしか利息の方を得ることができませんので、今回普通預金の利率が定期預金の利率を上回ったんですね。上回ったことで解約した方が、解約をして新たに高い金利で定期を預けた方が運用益を得られるということで、今回そのような手法を何度か使いまして、今回運用収益の方を多く得ることができたと、そういった状況になっております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

満期まで預けておくと預けた時の金利のままで利率で利息が付くから解約ということですけど、途中で解約すると一般的なイメージが定期と違ってというのは本来受け取るべき利息より下がるイメージなんですけれども、そうはならないということですかね。ちょっともう一度その増える理由を説明いただければ。

○委員長（金子恵委員）

田中会計管理者。

○会計管理者（田中一之君）

今、委員がおっしゃられるとおり通常定期預金というのは中途解約をいたしますとペ

ナルティがあります。当初の定期預金の金利よりも低い利率になるんですけども、それも一定銀行の規定にうたってありまして、定期に預け入れをして、それから半年未満の解約であれば、その解約時点の普通預金の利率を適用すると、そういった規定になっております。例えば、昨年の9月2日に定期の利率が0.125%と先ほど申し上げましたけれども、0.125%で定期の預け入れを例えば10月1日にしましたとなった時に、それを半年に到達する前に解約をしますと、3月3日以降ですね、3月3日に普通預金が0.2%になってますので、3月3日以降に解約をしますと、その時点の普通預金の利率が適用されるということで、定期預金の利率は0.125%だったんですけども、解約をした時点の普通預金の利率がさらに上がってて、逆転現象が起きておりまして、その時点の適用利率が0.2%でございました。そういったことで満期まで預けるよりも当然解約してそこで運用収益をいったん得て、また同日再度定期に預けを行うとそういった手法ですと、また新たに高い金利で運用収益を得ることができますので、そういった手法を使いまして今回もちょっと運用収益の方を得ることができたことになってます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうするとイメージ的にはそういう今の制度、半年以内に解約するとその時の金利になるっていう制度をうまく活用という活用なんですけど、利用したということになるんですけど、そうするとある意味では銀行の方はちょっと損をするような、損というと変ですけど、なので例えばこの銀行がそういう半年以内に解約したら、その解約した時点の金利を適用するっていうのを例えば見直すとかそういうことに、こういうことを例えばやると、結構大きな額で、自治体ですし、そういうふうな感じにはならないんですかね。つまり、十八親和銀行が今回のそういう解約、また預け直したいなことに對して難色を示したり、そういうことはなかったんですか。

○委員長（金子恵委員）

田中会計管理者。

○会計管理者（田中一之君）

ご指摘のとおり一度定期で預け入れた分を解約することに私個人としては若干抵抗がございました。けれども、これは制度として銀行の規定にもきちっとホームページを見ていただければそういった規定にも、解約手続きのルールみたいなのがちゃんと定めておりますので、一定そこは割り切りまして、私の立場としては効率的に運用益を得るための手段としてこういったものを活用させていただいたと。今後、私がこういったことを行ったことで、その辺りの規定とかの見直しがあるかっていう点に関してはちょっと、ひょっとしたらあるかもしれないし、私が些細なことで、私のことなんで、ないとも言えるのかなというようなところなんです。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうですね、銀行も当然プロですから、逆に何らかのメリットがあってそういう制度を恐らくもともと設定していると思いますから、その点は全然、むしろ今回やっていただいて、普段出ない利息の方で収入が大きかったのが非常に運用としては素晴らしいと個人的には思うんですが、最後に1点ですね、今回の利子のかなりの増額について、同じく産業文教委員会の方でも同僚委員が教育振興基金の運用収入のこだけ増額になっているのは理由は何かというふうに所管課に質疑したら、所管課の係長が運用は会計管理者なので分からないという答えだったんですよね。我々は会計課もここに所管に入っているので、こうやって伺えたんですけども、やはり特に異例なことでもあるので、そういうのはやっぱり基金の所管をしている課も内容を説明できるようになっていないといけないんじゃないかと思うんですが、会計管理者のお考えとしてはその辺りどうでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

田中会計管理者。

○会計管理者（田中一之君）

まさに委員のおっしゃるとおりでございます。私といたしましては、今回7号の補正予算に計上する際に、その資料に今回運用収入が増額になった理由といたしまして先ほど私が申し上げましたように去年の4月1日と9月2日に金利が見直しがされましたと、それが大きな要因ですということは、一筆といいますか、その資料の中に申し上げてたんですけども、その辺りまた私は再度改めてお願いをしておくべきだったなというのが今回の感想になります。次回からは必ずその辺りの増額の件につきましても、詳しく事細かにちょっと説明の方差し上げようと思っております。申し訳ございませんでした。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで会計課の質疑を終了いたします。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

それでは引き続き、議事課の審査に移りたいと思います。提案理由の説明を求めます。

福本課長。

○議事課長兼監査事務局長（福本美也子君）

お疲れさまです。それでは議事課所管分を説明をいたします。今回は全て減額の補正でございます。予算に関する説明書の16、17ページをお願いいたします。歳入の20款5項3目1節雑入の4行目です。議会運営・議会活性化調査研究視察経費補助金で

ございます。こちらは長崎県町村議会議長会が主催をする議長および事務局職員の研修経費について、県の議長会から3分の2の補助を受けるものでございますが、今回今年度1名分を計上しておりましたが、開催自体が見送られたため減額をいたしております。

続きまして歳出です。22、23ページをお願いいたします。1款1項1目議会費8節の研修旅費は、先ほど歳入で申し上げました議長会主催の研修が見送られたことに係る減額でございます。次の費用弁償につきましては、各委員会の所管事務調査ですとか定例会等に係る分を実績に基づき減額をいたしております。10節需用費の印刷製本費につきましては、広報紙の紙質を今年度から変更したことで、単価の方が抑えられたために減額をいたしております。11節役務費から18節負担金、補助及び交付金については、タブレット導入に係る経費の減額でございます。11節役務費のインターネット接続料、それから13節のタブレット関連の利用料につきましては、タブレットの端末の在庫の確保というのができませんで納品の方が時期がずれ込みましたので、その分の接続料などの運用経費を削減をいたしております。17節備品購入費はタブレット端末分の減額になりまして、入札により経費が抑えられたことによるものです。18節の各種講習会等負担金につきましては、文書管理システムの操作講習会に係る経費になりますけれども、端末の納品時期を鑑みまして、講習会を今年度は取りやめて次年度に開催をすることといたしまして、今年度分につきましては減額をいたしております。説明は以上です。ご審査方よろしくをお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

23ページの歳出で一般備品購入費の減ですね、タブレット端末の関係の入札の減なのかなと思うんですが、以前お聞きしてたのが当初考えていたのがタブレットの本体とそれからペンと画面を保護するフィルムとカバーとということでお聞きしたんですが、先日説明の中でキーボードっていうような言葉が出てきたんですが、ちょっとそれが間違いないかどうかというのと、それは入札の関係でキーボードを買う余力ができたからだというふうなことなのか。その辺りの事情をちょっとお聞かせいただければなと思います。

○委員長（金子恵委員）

江口係長。

○係長（江口美和子君）

配布をするものにつきましては先ほど委員がおっしゃったとおりとなります。キーボードにつきましてはですけれども、こちらも入札経過の方鑑みまして、予算の方に少し額の余裕があるというところ、そして議員の皆さまの議員の活動に際しキーボードがあっ

の方がより良い活動ができることになるだろうということで、購入を進めたところです。そして、そちらにつきましては備品購入費の方ではなく、キーボードにつきましては消耗品費の方で対応をすることになります。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと私も内容的なものはよく見てもいないし状況も分からないのでお聞きしますが、キーボードは単体のキーボードなのか、よくカバーとキーボードがセットになるタイプとか分かれてるものとかあると思うんですが、どういったものを検討、今回予定してるのか、分かれば。

○委員長（金子恵委員）

江口係長。

○係長（江口美和子君）

今ご質問いただきましたキーボードですけれども、ケース一体型になっているものではなくてキーボードそのもの、単体として使っていただくことになります。ちなみにタブレットとはワイヤレス接続ができるものを選定しております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですかね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第17号令和6年度長与町一般会計補正予算（第7号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で13時50分まで休憩します。

（休憩 13時40分～13時48分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

本常任委員会に付託を受けました議案第23号令和7年度長与町国民健康保険特別会計予算の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

議案第23号令和7年度長与町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案理由をご説明いたします。予算書の1ページをお開きください。令和7年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ43億7,737万9,000円といたしております。前年度と比較して1億166万4,000円、2.3%の減額となっております。それでは長与町国民健康保険特別会計予算に関する説明書により説明いたします。まず歳入です。説明書の6、7ページをお開きください。1款国民健康保険税は7億2,687万4,000円です。保険税の算定に当たりましては、令和7年中の所得を前年と同程度と見込み、予定収納率を現年度分97%、滞納繰越分19%で算出しております。被保険者数の減少の影響により前年度より797万円の減額です。2款使用料及び手数料は督促手数料で前年と同額を計上いたしております。3款1項1目保険給付費等交付金は前年度比1億3,216万9,000円の減額です。内訳としては、普通交付金は市町村国保から被保険者や医療機関に支払う保険給付費の財源として県から交付されるもので、令和7年度は被保険者数の減少に伴い1億3,712万7,000円の減額で計上しています。特別交付金は、各種事業費や個別財政需要に対して事業費補助等として交付されるものです。補助事業費の交付見込み増により前年度比495万8,000円を増額計上しています。4款財産収入は財政調整基金の運用利息分の収入で存目計上です。次のページをお開きください。5款1項1目一般会計繰入金は、町の一般会計から国民健康保険特別会計への繰入金です。保険基盤安定繰入金、事務費等繰入金等の国基準に基づく繰入金および保健事業費等に係る繰入金で、令和7年度は保険税の軽減拡大に伴う保険基盤安定負担金の増額見込みのため、前年度比630万7,000円を増額計上しています。2項1目財政調整基金繰入金は、激変緩和措置終了による県への納付金増額と保険税減少に伴う歳入不足のため、財政調整基金より繰り出しをいたします。6款繰越金は前年度決算繰越金で当初予算時は存目計上です。7款1項延滞金、加算金及び過料は、国保税滞納者から徴収する延滞金等です。10、11ページをお開きください。3項雑入は、被保険者資格喪失後受診による保険給付の過誤のため徴収する返還金による収入金額等です。8款1項1目社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、マイナ保険証に係る周知啓発に対する補助で全額補助です。3目子ども・子育て支援事業費補助金は、令和8年度より子ども・子育て支援金が創設されることに伴う基幹システムの改修費補助で全額補助です。

次に歳出についてご説明いたします。14、15ページをお開きください。1款1項総務管理費は国保事業運営の事務経費に係る予算です。1目一般管理費は、国保資格給付等の通常事務の経費を計上しており、7年度は基幹システムの子ども子育て支援金対応改修のため増額しております。2目連合会負担金は、被保険者数に応じて国保連合会へ納付するもので、被保険者数の減少により7万7,000円を減額しております。2項1目賦課徴収費は、国保税収納推進専門員の雇用に係る費用や国保税納税通知書の送付費用などを計上しており、令和7年度は収納推進専門員の勤務日数を拡大し収納体制を

充実させるため、386万9,000円を増額しています。次のページをお開きください。中段の3項1目運営協議会費は、国保運営協議会の委員報酬等を計上しています。2款保険給付費は、医療機関の診療等により被保険者や医療機関等へ支払う給付費用です。1項1目療養給付費は、被保険者の高齢化等により1人当たりの給付費は増加していますが、被保険者数の減少に伴い4,219万3,000円減額しております。2目療養費は、柔道整復、はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧等の療養にかかる費用で、こちらも被保険者の高齢化等により1人当たりの給付費は増加していますが、被保険者数の減少に伴い253万7,000円減額しております。3目審査支払手数料は、審査支払業務に係る長崎県国保連合会への手数料です。次のページをお開きください。2項1目高額療養費は、被保険者の高齢化等により1人当たりの給付費は増加していますが、被保険者数の減少に伴い1億235万1,000円減額を見込んでおります。3項1目移送費は前年同額です。4項1目出産育児一時金は出産した被保険者への給付金で、被保険者の減少に伴い減額を見込んでおります。5項1目葬祭費は、被保険者死亡時の給付金で前年度同額です。保険給付費全体では高齢化による1人当たり医療費の増加が想定されますが、被保険者数の減少を勘案し、前年度比1億4,791万円の減額を見込んでおります。次のページにわたる3款国民健康保険事業費納付金は、県が国保財政運営のために市町から集める納付金で、各市町の医療費や被保険者数、所得等に応じて県によって算定されています。令和7年度分の納付額につきましては、県全体の給付費の増加と長与町の所得シェアと人数シェアの上昇により、納付金算定額が3,971万8,000円の増額となっております。20、21ページの4款保健事業費は被保険者の疾病予防等に係る事業費です。1項1目保健衛生普及費は、医療費通知、後発医薬品差額通知に係る費用などで、被保険者数の減少により75万4,000円の減額です。1項2目疾病予防費は、人間ドック、脳ドック、健康ポイント事業の費用などを計上しており、会計年度任用職員の給与引き上げとその他事業の減額との相殺により49万9,000円の減額です。次のページをお開きください。4款2項1目特定健康診査等事業費は、特定健診、特定保健指導の実施等に係る費用で、受診勧奨事業を一部県負担で行うため69万3,000円の減額です。次のページをお開きください。5款基金積立金は存目計上です。6款公債費は、一時借入に係る予算として前年度と同じ100万円を計上しています。7款1項1目保険税還付金は、過年度に収入があった国保税に係る還付金で、前年同様400万円を計上しています。3目償還金は過年度に概算交付された県交付金の返還予算で、前年度同様300万円を計上しています。一番下8款予備費は前年度と同額の1,000万円を計上しております。28ページ以降は給与費明細書になります。続きまして、長与町国民健康保険特別会計予算に係る主要な施策に関する説明書について説明いたします。1ページおよび2ページは歳入歳出予算の状況として、構成比および前年度との増減率を記載しております。4、5ページをお開きください。主要な施策です。2款1項療養諸費については、療養給付費算定のための一般被保険者数を6,773人と

見込み、計上しております。4款1項2目疾病予防費は、被保険者の健康維持増進、疾病予防、疾病の早期発見を行う事業として、記載の事業を実施してまいります。2項特定健康診査等事業費は、40歳から74歳までの被保険者のうち、健康診査受診者を3,270人、保健指導対象者を250人と見込み計上しております。6、7ページをお開きください。6ページには特別職・非常勤職員の一覧を、7ページには補助金・負担金一覧を、8ページには基金の状況を掲載しております。以上が当初予算の主な内容です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、歳入の方から質疑を行いたいと思います。説明書の6、7ページ、ここから質疑を行います。質疑はありませんか。戻っても構いませんので、ページ数等を最初に言って質疑を行ってください。8、9ページ、こちらで質疑はないですか。10、11ページ。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

10、11ページの8款1項1目社会保障・税番号制度システム整備費補助金ですが、内容は先ほどご説明いただきましたけど、前年度からかなり大幅に減になってますけど、この理由をちょっと伺いたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

一瀬係長。

○係長（一瀬奈々君）

前年度について大きかったのが、今年度からマイナ保険証が昨年12月から開始されたことに伴ってシステムの改修が入っております。それでシステム改修費で大きく計上しておりました。次年度はシステム開発がないので、チラシ等の配布の費用となっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。後からまとめて聞きますので、次に歳出の方に移ります。14、15ページ、こちらで質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

14、15ページの1款1項1目一般管理費で6年度などは職員手当等として会計年度任用職員期末手当、勤勉手当っていうのが合わせて62万2,000円あったんですが、今回ここにそれが無いのはどういうことでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

一瀬係長。

○係長（一瀬奈々君）

会計年度任用職員の人員と勤務時間等の見直しを図って、令和6年度は2人体制で行

っていた業務なんですけども、時間数を少し減らしまして、期末勤勉手当が出ないような時間数で勤務をお願いしております。そのため今回令和7年度は期末勤勉手当が付いていないということになります。

○委員長（金子恵委員）

いいですか。他にありませんか。今14、15ページです。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

15ページ1款総務費2項徴税費1節報酬ですね。収納推進専門員の報酬は、去年は200万1,000円で今回は340万円、増えたというのはどういうふうなことから1.5倍近く増えてるんですか。

○委員長（金子恵委員）

一瀬係長。

○係長（一瀬奈々君）

令和6年の勤務日数が週3日をお願いをしてたんですけども、令和7年からは週5でお願いするような体制を取る予定としております。そのため報酬額が増えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

藤田委員。

○委員（藤田明美委員）

同じところなんですけれども、勤務日数が週3から週5になることによって、5日はできないっていう方に関しては、また新しい方を増やすっていう形になるんでしょうか。それとももう週3で働いていた方が週5でも大丈夫っていうことなんですか。

○委員長（金子恵委員）

一瀬係長。

○係長（一瀬奈々君）

令和6年まで勤務をしていただいていた方はご自身の都合により退職をされるということで、令和7年度からは新しい方を雇用予定で週5をお願いしております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか、いいですか。では次のページ16、17ページ。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

16、17ページの1款2項1目11節役務費の徴税費の通信運搬費なんですけれども、これが前年よりはちょっと上がってるんですが、これも値上がりとかじゃなくて、今のように収納推進専門員の日数が拡大したことで通信運搬費等も増加するような、そういう理由なんですか。去年は230万円ぐらいだったと思うんですけど。この増額の理由を伺えればと思うんですが。

○委員長（金子恵委員）

一瀬係長。

○係長（一瀬奈々君）

通信運搬費の増加につきましては、国民健康保険が発送物が非常に多いんですが、今年度の10月から送付費用が上がっておりまして、来年度については当初から上がった金額、1通当たり通常郵便でも110円ということで、結構上昇しておりますので、その分で上がっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。では次のページ18、19ページ、こちらで質疑はないですか。
西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

高額療養費の国会の方で以前の基準が違ってきて、今見直すって話になってるじゃないですか。このまま国会通れば、多分それ以前の予算で組んでたんだろと思うんですよ。国会通ったら、それはもう減額っていう形で補正で上げるっていう形で理解していいんですか。

○委員長（金子恵委員）

一瀬係長。

○係長（一瀬奈々君）

こちら自己負担額が増えるということは国保の負担分が減るということにはなりません。ただ実績等を見ながら、減額については検討しようと思っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。
藤田委員。

○委員（藤田明美委員）

同じところで高額療養費のところなんですけれども、1人当たりの単価というのかな、額は増えたけど被保険者が減っているということなんですけど、確か難病の方がいらっしやったという話を前回聞いたと思うんですけれども、その方もまだ療養中であって、その他の被保険者の方が減ったのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

一瀬係長。

○係長（一瀬奈々君）

まず、確かに令和5年度に非常に高い高額療養費が発生しておりまして、その要因としては非常に高い高額療養費を利用された方がいらっしやったんですけども、その方については令和6年度中に転出をされております。その他の方についてもやはり高齢化によって1人当たり的高額療養費は増加傾向にありますが、被保険者の減少によって全体として的高額療養費は減額と計上しております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。では次、20、21ページ、こちらで質疑はありませんか。22、23ページ、よろしいでしょうか。では24、25ページ、で27ページまでですね。歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。それと説明のありました主要な施策に関する説明書を含め。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

主要な施策の説明書の7ページなのですが、ちょっと細かいといえれば細かいとこなんですけど、下から2行目に食生活改善推進員活動補助金というのがあってゼロになってますけど、これはまずそもそもの活動、食生活改善推進員っていうの内容と前年度中に12万円あったのがゼロになっている、この理由を伺いたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

食生活改善推進員というのは食に関するボランティアをしていただいているグループで、町で要請をして、要請を受けた会員の方たちがいろんな野菜料理の試食であったりとか、郷土料理教室などを開いて活動しているグループです。で、この会の補助金を一般会計からと国保会計からとそれぞれ出していたんですけれども、近年ちょっと会員の減少などもありまして、あと国保の予算で以前は活動の補助金が国保の保健事業の対象になってたんですけれども、これがもう対象外になりましたので、もう一般会計の方でも一本化した形で補助金を出すようになりましたので、7年度からは国保での予算は計上しておりません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

9ページですね、財政調整基金の繰入金ということでご説明があった中で、県の方での、県の激変緩和なのかな、がやっぱり徐々にそれがやられてるということなんですけど、ゆくゆくは町の負担がやっぱりそれなりに、今度逆に町の財政負担が増えていくという形になるのかなと思うんですが、具体的に県のそういう激変緩和というのはどういったものがあって、何年ぐらいかけてこれが最終的になくなってしまうのかですね。ちょっと全体的な概算の状況というのを知りたいんですが。

○委員長（金子恵委員）

一瀬係長。

○係長（一瀬奈々君）

県の激変緩和措置は、平成30年に国保の運営主体が町から県に移ったことにより始

まります。ですので、激変緩和措置も平成30年から始まりまして令和5年までで終わっております。令和5年までで終わっておりますので、令和6年以降は県に納める納付金の額が通常どおりというか、激変緩和の措置がなくなっておりますので、非常に高い金額を納めることになっております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

分かりました。前年度からもうずっとほぼほぼこの額は出ていくというか、出ていく。要するに町として貯蓄を取り崩しながらやりくりをしていくという形になっていくのかなと思うんですが、時々ちょっと議論の中でなかなかそれじゃ立ち行かなくなるので、先々ではもう国保税をちょっと負担を上げないといけないかなというような方向になるかもしれないという答弁を頂いてたんですが、それは、今年度はないみたいなんですが、もう来年度とかその辺りからは新しい計画ではもうそういう方向に向かわざるを得ないということ、そういう見解になっているのかどうかですね。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

基金の取り崩しを少しずつしていくことになりますので、それが枯渇する前にいずれかの段階で上げる必要がありますので、それを7年度中に検討して、8年度以降を見据えてですね、急激に上げるのを防ぐためには少しずつ何年度かにわたって本来あるべき金額に持っていかなくはいけませんので、8年度以降を見据えているところです。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

すいません、ちょっと最初に質問したところに戻らせていただきたいんですが、歳出1款1項1目の会計年度任用職員の期末手当、勤勉手当がなくなった理由は先ほど伺いましたけれども、ちょっとすいません、もう一度整理させていただきたいんですが、人数が減ったわけではない、ですかね。ちょっとまずそこからちょっと1つずつ。

○委員長（金子恵委員）

一瀬係長。

○係長（一瀬奈々君）

人数が減ったわけではないです。2名体制は維持です。事務の内容を精査しまして、時間を減らすように7年度は予定しております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

事務の内容を精査するっていうのは、どう考えたらよろしいんですか。何らかの方法で業務が効率化されて減ったのか、それともそれ以外の見直しというか、これまでは必要だった時間よりも短く、同じ内容の仕事を短い時間で済ますことになると思うんですよ、今のご説明だと。それがどうして可能なのかっていうのを単純に聞きたいんですけど。

○委員長（金子恵委員）

一瀬係長。

○係長（一瀬奈々君）

同じ業務を時間を減らしてやるっていうのは非常に難しいことになると思いますので、効率化っていうのを進めて、不要なものはないかっていうのを精査するのが一つと、それからもっと簡単にできないかっていうのを探って方法を見直すっていうこともやっております。それから国保に関して申し上げますと、被保険者数が減少しておりますので、入力作業ですとか、そういった単純作業が若干減ってきているのかなっていうところではあります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑をしたいので委員長を交代します。

○委員（堤理志委員）

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

国保が町から県に移ったということで激変緩和措置も終了し、昨年その県単位についての料率というのを統一するののかしないのかという疑問があったかと思います。その時に県から何も示されていないということで、まだそういうお答えだったかと思うんですけど、その後、そういうふうな具体的なスケジュールは出たのかということと、各市町でばらつきがあるのではないかという懸念をされると思うんですけども、その点はどういうふうになるのか分かれば教えてください。

○委員（堤理志委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

国が示している保険料水準統一の加速化では、18年度を完全統一を目標にして、遅くとも令和8年度までに完全統一の時期を決定するということが示されておりますが、県でその内容をどのように具体化するかというところの決定までにはまだ至っておりません。

○委員（堤理志委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

今の件はですね、県の方がやっぱり進まないことには町が答えられることではないかなと思うので、理解いたしました。こっちの主要な施策に関する説明書の7ページの先ほど触れられておりましたけれども補助金の件なんですけれども、単費では、きゅう補助金というのは72万円、おおよそこの数年この金額で出されていると思うんですけれども、このはり、きゅうの補助金っていうのは毎年72万円ということで、実際にこれ執行率っていうんですかね、それはどういうふうになってるんですかね。例えば72万円分が全部使われているっていうのであればもう補助の対象として有効かとは思いますが、お願いします。決算といえば決算なんですけど補助金を出すに当たって、昨年度の分を基にある程度のその計算方法っていうのがあって72万円っていうふうになるのか、もうおおよそ72万円ではほぼここ数年は決まっているからということで、ただその問題は補助金を出したことによってちゃんと予算にこういうふうになるように執行されているかどうかだけを確認できればいいんですけど。

○委員（堤理志委員）

一瀬係長。

○係長（一瀬奈々君）

はり、きゅうに関する補助について、利用者は結構いらっしゃるので過不足がないように前年同様に予算を計上させていただいております。

○委員（堤理志委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

ちょっと一つ確認なんですけど、このはり、きゅうの補助というのは何枚つづりでいうのがあると思うんですけど、それで1年に1人につき1冊っていう計算だったり、そこ確認なんですけど、すいません、ちょっと知りたいので教えてください。

○委員（堤理志委員）

一瀬係長。

○係長（一瀬奈々君）

1人1年度に1冊お渡しをしています。1冊には500円の補助金が10枚入っています。

○委員（堤理志委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

全体的なことになってしまうんですけども、国保の被保険者が減少しているというの

はいろいろ理由はあろうかと思いますがけれども、一つは大きくは後期高齢に移行してるというのが最大の要因なのかというのをちょっとまずお聞かせいただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

一瀬係長。

○係長（一瀬奈々君）

おっしゃるとおり一番の大きな要因は、後期高齢者への移行となっております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

国民健康保険というのが自営業者であるとか比較的所得が低い方々が多く加入されているという状況ですよね。今まで一定被保険者というか国保に加入世帯が多かった状況からどんどん減っているという中で、ちょっと素人考えなんですけども、そうなるにつれてスケールメリットみたいなものがなくなって、計算、仕組み上ですよ、どんどん負担が増えてくるんじゃないかなというふうに思うんですけども、やっぱりもうそういうならざるを得ない制度なのかどうかですね。そこをちょっとお聞かせいただきたいと思っています。

○委員長（金子恵委員）

一瀬係長。

○係長（一瀬奈々君）

おっしゃるとおり人口の減少によって、国民健康保険の加入者というのはどんどん減っていくということは推計で出ております。そういったことをスケールメリットっていうことをおっしゃるようになりますね、そういったものを解消するために国保の運営主体が町から県へと動いております。ですので、例えば突発的に大きな病気の方がいらっしゃって医療費がぼんと膨れ上がった場合に、町単位でやっていた場合はちょっと急なお金が出せないということになるんですけども、主体が県ということで母体が大きいので、そういったことにも対応できるように、今後都道府県化っていうことで、保健事業ですとか県内でも統一したものが行われるようになっていくものと思います。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

とはいえですね、町がどうこうこうできる問題じゃないんですけども、長崎県自体が人口減少の真っただ中にあるわけで、一つはやっぱり国としてそういった人口が減少してる集中してる所での余剰をやっぱりそういう過疎の地域に再配分というんですか、そういったものをやっていかないと本当に、そもそも低所得者だったり不安定な収入だったり職人さん、収入が安定しない方なんかがたくさん加入されているという中で、この方々を救うという姿勢っていうのもやっぱり必要だと思うんですが、何らかそういう、

例えば市町会辺りでそういった国保財政の安定化を当然訴えてはいるとは思いますが、それでも、その辺りでの国の考え方が少しく動かしたりとかいうふうなことは、町として国保連合会辺りと連携してやったりとかっていうのはあってるのかどうか。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

今までに要望は何回かは上げてると思うんですけども、国保財政が今後厳しくなるにつれて国のどのような補助があるかどうかと見守ってるところなんですけれども、財政が厳しくなっていくことはもう予測できますので、国保連や県と連携をとりながら、意見を上げるべきところは県の方に、そして県から国へというふうに上げていく必要があるとは認識しております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第23号令和7年度長与町国民健康保険特別会計予算の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは引き続き、議案第24号令和7年度長与町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

議案第24号令和7年度長与町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案理由をご説明いたします。予算書の1ページをお開きください。令和7年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億6,769万1,000円です。前年度と比較して3,697万7,000円、5.1%の増額となっております。主な要因は広域連合納付金の増額です。被保険者数の見込みは、広域連合による試算で前年度比227人増の6,337名で、年々増加傾向にあります。

それでは、長与町後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書により説明いたします。まず歳入です。説明書の6、7ページをお開きください。1款後期高齢者医療保険料は、被保険者数の増加により前年度比2,782万3,000円の増額です。予定収納率は、

広域連合推計を参考として町で設定しており、現年度分99.95%、過年度分61.75%としております。2款使用料及び手数料は督促手数料による収入額です。3款繰入金は一般会計からの繰入金で、前年度比909万5,000円の増額です。内訳としましては、1項1目の事務費繰入金は町における後期高齢者医療事業の事務に係る経費、および広域連合に支払う市町の共通経費負担金を一般会計から繰り入れるものです。広域連合共通経費負担金の増、会計年度任用職員の給与の引き上げ、子ども子育て支援金創設に伴う後期高齢者医療システムの改修のため、511万5,000円の増額です。2目保険基盤安定繰入金は、低所得者の保険料軽減による収入減少分を一般会計から繰り入れるものです。保険料収納額と合わせて広域連合に納付します。被保険者数の増加により398万円の増額です。4款繰越金は前年度決算繰越金で当初予算時は存目計上です。5款1項の延滞金および過料は存目計上です。次のページをお開きください。5款2項償還金及び還付加算金は、過年度分の保険料還付金を被保険者に支出した場合の広域連合からの収入額で、広域連合による試算額を基に計上しております。3項町預金利子から4項雑入までは存目計上です。

続きまして、歳出についてご説明いたします。12、13ページをお開きください。1款総務費は後期高齢者医療事業運営の事務経費に係るものです。1項1目一般管理費は、1節報酬の会計年度任用職員の給与引き上げ、12節委託料の子ども子育て支援金創設に伴う後期高齢者医療システム改修により193万4,000円の増額です。2項1目徴収金は、被保険者増加による通信運搬費の増加等で95万円の増です。2款後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合へ納付する保険料負担金等に係る予算で3,403万4,000円の増額です。内訳としては、広域連合の運営に係る事務経費に対する市町負担金である共通経費負担金が2,120万6,000円、低所得者の保険料軽減への補填として一般会計から繰り入れた金額を広域連合に納付する保険基盤安定負担金が1億1,263万4,000円、被保険者から徴収した保険料を広域連合に納める保険料負担金が6億2,262万3,000円です。次のページをお開きください。3款諸支出金です。1項償還金及び還付加算金は、過年度に収入があった保険料の還付金で広域連合の試算額を基に計上しています。2項繰出金は一般会計への繰出金で存目計上です。4款予備費は前年度と同額の100万円を計上しております。次のページ以降は給与費明細書です。

続きまして、主要な施策に関する説明書について説明いたします。1ページに歳入歳出予算の状況として、構成比および前年度の増減率を記載しております。次のページをお開きください。主要な施策といたしまして、後期高齢者医療広域連合納付金について掲載いたしております。次のページをお開きください。補助金・負担金一覧については、広域イーサネット負担金および後期高齢者医療広域連合納付金を記載しています。以上が当初予算の主な内容です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。それでは歳入の方から質疑に入っていきたいと思います。6、7ページから始めます。質疑はありませんか。戻っても構いませんので、次8、9ページ。それでは歳出の方に移ります。12、13ページ、こちらで質疑はありませんか。いいですか。では次14、15ページ。歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。それと、主要な施策に関する説明書の説明もありました。こちらも含め、全体で質疑はないですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

令和7年度長与町後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場から討論を行います。後期高齢者医療制度は、現在県単位の広域連合で組織をされ、運営がされております。住民が75歳に到達すると、従来の医療保険制度から脱退させ、後期高齢者医療制度に加入することになります。高齢者が増えるに伴い、また医療費が増えるに伴い保険料が上がり続ける制度になっております。住民が健康管理を行い、75歳に到達すると数年ごとに保険料が引上げられていくというもので、そうした制度設計になっており、長生きすることがあたかもペナルティかのような制度には、この後期高齢者医療制度の創設当時から国会でも、また国民の中でも大きな論争といたしますか、大問題となってきました。該当する高齢者は、戦争を生き残り、また戦後は荒廃した国土の復興を成し遂げ、今日私たちが生活しているインフラ、そして社会、経済的土台を築き上げてきた方々です。その高齢者が健康で長生きをすると、保険料を重くするという制度は、高齢者に厳し過ぎるというのみにとどまらず、私たち現役世代が自分たちの将来の姿の医療保険制度の姿にも見えてくるわけであります。こうした制度は、高齢者だけでなく、現役世代にとっても他人事ではないというふうに思います。現在、本町で運営しているわけではなく広域連合で実施をしているという中で、町としてできることは限られたことしかないというのは事実でありますけれども、この前回述べました広域連合の財政調整基金であるとか、財政安定化基金の高齢者負担の縮減に充てることなど、地方自治体としてできることはあるというふうに思います。以上の理由から、本後期高齢者医療特別会計予算に反対をいたします。

○委員長（金子恵委員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、議案第24号令和7年度長与町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決します。この採決は起立によって行いま

す。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で14時55分まで休憩します。

(休憩 14時43分～14時55分)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、議案第25号令和7年度長与町介護保険特別会計予算の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

峰課長。

○介護保険課長（峰修子君）

よろしくお願いたします。議案第25号令和7年度長与町介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。令和7年度保険事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ33億1,126万3,000円、介護サービス事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ3,250万1,000円といたしております。この額は前年度と比較いたしまして保険事業勘定が1億159万9,000円、約3.2%の増、介護サービス事業勘定が451万3,000円、約16.1%の増となっております。それでは、保険事業勘定からご説明いたします。予算書の2ページをお開きください。保険事業勘定の歳入でございますが、歳入からご説明いたします。1款保険料は、第1号被保険者の保険料7億6,131万2,000円を計上いたしております。2款使用料及び手数料は督促手数料でございます。3款1項国庫負担金は介護給付費負担金5億6,874万6,000円を、2項国庫補助金は調整交付金および地域支援事業交付金の他、各種交付金1億3,313万円を計上いたしております。4款支払基金交付金は第2号被保険者の保険料相当分で、介護給付費交付金および地域支援事業支援交付金8億4,998万4,000円を計上いたしております。5款1項県負担金は介護給付費負担金4億847万5,000円を、2項県補助金は地域支援事業交付金3,566万4,000円を計上いたしております。6款財産収入は存目計上。7款1項一般会計繰入金は、介護給付費繰入金他、一般会計からの繰入金4億9,120万9,000円を、2項基金繰入金は介護給付費準備基金繰入金として5,265万円を計上いたしております。8款繰越金は1,000万円を計上。9款諸収入は、1項延滞金、加算金及び過料、2項町預金利子、3項雑入を存目計上いたしております。

次に歳出についてご説明いたします。3ページをお開きください。1款1項総務管理費は249万7,000円を計上、2項徴収費は納付書郵送に係る経費の他、コンビニ等収納手数料に361万1,000円、3項介護認定審査会費は認定審査会および認定申請調査に係る経費など3,834万9,000円を計上いたしております。4項趣旨普及費

は介護保険関係の資料作成として69万3,000円、5項介護保険運営協議会費は、第10期介護保険事業計画策定委託料および運営協議会開催経費などで550万2,000円を計上いたしております。2款保険給付費は、要支援および要介護の認定を受けた方が利用するサービスに対する給付費で30億683万7,000円を計上いたしております。3款1項介護予防・生活支援サービス事業費として1億2,009万7,000円、2項一般介護予防事業費は2,116万1,000円。3項包括的支援事業・任意事業費は9,354万5,000円を計上いたしております。4款基金積立金は存目計上。5款公債費は一時借入金利子を計上いたしております。6款1項償還金及び還付加算金として71万1,000円、2項繰出金は介護サービス事業勘定ならびに一般会計繰出金として815万9,000円を計上いたしております。7款予備費は1,000万円を計上いたしております。

次に介護サービス事業勘定についてご説明いたします。4ページをお開きください。1款サービス収入は、介護予防給付費収入として2,704万9,000円を計上。2款繰越金および3款諸収入は存目計上。4款繰入金は保険事業勘定からの繰入金545万円を計上いたしております。

次に歳出についてご説明いたします。5ページをお開きください。1款1項指定介護予防支援事業費は、包括支援センターの専門員の報酬、居宅事業費へのケアプラン作成委託料など3,092万3,000円を計上しております。2項介護予防・日常生活支援総合事業費は、介護予防ケアマネジメント作成委託料157万8,000円を計上いたしております。

続きまして、予算に関する説明書により歳入歳出とも、主なものについて説明をさせていただきます。予算に関する説明書の6、7ページをお開きいただきますでしょうか。まず保険事業勘定の歳入でございますが、1款1項1目第1号被保険者保険料は、現年度分の特別徴収と普通徴収、滞納繰越分の保険料収入でございます。2つ下の3款1項1目介護給付費負担金は、介護給付費に対する国庫負担分で負担率は居宅給付費20%、施設等給付費15%となっております。その下の2項1目調整交付金は、介護給付費に係る交付金で交付割合が昨年度より変更され2.01%で計上いたしております。2目および3目の地域支援事業交付金は地域支援事業に係る交付金で、交付率は2目が22.01%、3目が38.5%となっております。次に、4款1項1目介護給付費交付金と、次のページに移りまして2目地域支援事業支援交付金は、社会保険診療報酬支払基金より交付される第2号被保険者負担分で、それぞれ負担率は27%となっております。5款1項1目介護給付費負担金は介護給付費に対する県の負担分で、負担率は居宅給付費が12.5%、施設等給付費17.5%となっております。2項県補助金は地域支援事業に係る交付金で、負担率は1目が12.5%、2目が19.25%となっております。次に7款1項1目介護給付費繰入金は介護給付費に係る町負担分で負担率は12.5%、2目と3目の地域支援事業繰入金も事業に対する町負担分で、負担率は2目が12.5%、3

目が19.25%となっております。10ページ、4目その他一般会計繰入金は事務費分の繰り入れ、次のページに移りまして、5目低所得者保険料軽減繰入金は第1号被保険者の第1段階から第3段階までの低所得者保険料軽減に係る繰入金でございます。その下、2項1目介護給付費準備基金繰入金は、令和6年度に引き続き介護サービス事業勘定へ繰り出すものと、第9期計画中に取り崩す予定の基金の令和7年度分となっております。8款1項1目繰入金は前年度からの繰越金でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。16、17ページをお開きください。1款1項1目一般管理費と2目連合会負担金は被保険者の資格管理等に関する経費、2項1目賦課徴収費は介護保険料の徴収に係る経費でございます。3項1目介護認定審査会費は認定審査会委員報酬など介護認定審査会に係る経費、その下、2目認定調査等費は認定調査員報酬および主治医の意見書作成手数料など介護認定調査に係る経費でございます。続きまして20、21ページをお開きください。4項1目趣旨普及費は、介護保険に関するパンフレット等の作成に係る経費でございます。その下、5項1目介護保険運営協議会費は運営協議会の開催に伴う委員の報酬および費用弁償で、令和6年度が第9期の初年度でございますが、3年後の令和9年からの第10期の計画策定の準備として、介護保険事業に係る各種サービス利用者の方の現状に関する質問調査等を実施する予定となっております。20ページの下段から23ページの上段にかけての介護サービス費または保険給付費は、要介護認定の方が利用された介護サービス費または要支援認定の方が利用された介護予防サービス費の給付費や給付に伴う審査支払手数料でございます。3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援認定者の通所型訪問型サービス利用に係る給付費や審査支払手数料となっております。2目介護予防ケアマネジメント事業費はそのケアマネジメントに係る給付費となっており、次、2項1目一般介護予防事業費は、町で実施しておりますお元気クラブ、脳トレ教室に関する経費やめだか85の委託事業およびサポーターポイント事業等いきいきサロンへの事業補助金等となっております。24ページ中段からの3項1目地域包括支援センター運営費は長与町地域包括支援センターの職員および会計年度職員の人件費など、2目総合相談事業費につきましては、窓口配置の介護相談員、訪問看護師および包括支援センター専門員の報酬、健康調査に係る経費となっております。訪問看護師については節目年齢の方への健康調査を行っておりますが、今年度まで3名体制でしておりましたのを令和7年度からは2名体制へと変更をしております。これは節目年齢75、80、85、90歳の方々への健康調査のお知らせを郵送し、その後ご連絡をした上でご家庭の訪問し、本人さまの健康調査票を頂く際に現状等をご確認させていただく事業でございますが、対象である皆さまに対し、なかなか連絡が取れない場合や訪問したけれどもご不在の場合、これまで複数回行っておりました不在の方への家庭訪問の回数を2回までとし、その代わり連絡メモを投函し、健康状態への不安を感じていらっしゃる場合は支援について包括センターへご連絡いただけるよう策をした上で人員の減としております。内容も業務

効率化を進めることで対応できるようにしているところがございます。次に28ページから29ページ、3目権利擁護事業費は、高齢者虐待等ケース検討会など高齢者の権利擁護に関する費用、その下、4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、これからの介護サービスの在り方をサービスにつながるだけでなく効率的な介護サービスをお受けいただくことで、必要な身体の部位の筋力の強化、認知機能の維持または回復を目指し、サービスからの卒業を意識していただけるよう、ICTを活用した介護支援のアセスメント強化につながる事業委託を行うこととしております。次に30ページでございます。5目在宅医療・介護連携推進事業費は、長与町在宅医療介護連携推進協議会および作業部会に係る経費ならびに在宅医療介護相談窓口の専門相談員の人件費などとなっております。6目生活支援体制整備事業費は、高齢者の社会参加や生活支援の充実を推進するため次年度も継続して生活支援コーディネーターの配置をし、地域の支え合いを推進してまいりたいと考えております。そのため支えあい「ながよ」推進協議体に関する経費を計上しております。7目認知症総合支援事業費は、認知症地域支援推進員として配置しておりますコーディネーターおよび初期集中支援チーム検討委員会に係る経費でございます。34ページから35ページにかけての8目地域ケア会議推進事業費は、地域課題把握などを行う自立支援型地域ケア会議や、困難事例に対して関係者が集まり情報共有や支援の検討を行う個別のケースでケアの在り方を検討するケア会議に関する費用でございます。令和6年度までは年に10回ほどこのケア会議を実施しておりましたが、令和7年度より年間6回を予定として会議を実施するようしております。これまでケア会議では、リハビリ関係、栄養士、歯科衛生士の先生方にご参加をいただき、各事業所より輪番制でケースの提供をしていただいていると検討してまいりました。その結果、さまざまなデータの蓄積ができたこと、検討すべきことの内容の把握ができたことがございましたので、ポイントが分かってきたこともございますが、同時に介護事業所、専門職の方々に平日昼間に来庁いただき会議に参加していただくことが、介護関連は特に人手不足で出席が難しい場合などもあり回数を減らすことを検討いたしました。内容につきましては、事前に協議をし効率のよい会議開催をしたいと考えております。9目任意事業費の主な事業内容でございます。家族介護支援事業として、なるほど介護学習会、認知症介護者の集い、地域支援自立事業として配食サービスに係る委託費、扶助費として家族介護用品に対する助成支給などの費用でございます。36、37ページをお開きください。6款2項1目介護サービス事業勘定繰出金は、介護サービス事業勘定の減収見込みに対して基金からの繰り出しを行うもの。その下の一般会計繰出金は、国庫補助金で受け入れます保険者機能強化推進交付金を福祉課所管の高齢者交通費健康づくり助成事業へ充当するものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定につきましてご説明をいたします。44、45ページをお開きください。この勘定は、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業所として行う要支援ケアプランや介護予防ケアマネジメントの作成に係る経費の勘定とな

っております。まず歳入でございますが、1款1項1目介護予防サービス計画費収入につきましては、サービス計画費収入がケアプラン作成、ケアマネジメント費収入が介護予防マネジメント作成に対する収入となっております。2款繰越金と3款諸収入は存目計上でございます。4款1項1目保険事業勘定繰入金は、1款サービス収入の減額分への補填を行うための繰入金でございます。

続きまして、歳出でございます。48、49ページをお開きください。1款1項1目指定介護予防支援事業費は、包括支援センターの介護支援専門員の人件費とその業務に係る経費でございます。現在ケアマネジャー6名体制でプランの作成等を行っていましたが、今後高齢化率の上昇に伴い介護サービス利用者の増加が見込まれますことから、令和7年度はケアマネジャーの数を1名増員しております。下段の2項1目介護予防ケアマネジメント事業費は、民間事業所への介護予防マネジメント作成委託料でございます。次の50ページからは給与費明細書となっております。

続きまして、主要な施策に関する説明書につきましてご説明いたします。1ページは歳入歳出予算の状況として、構成比および前年度との増減率を記載しております。2、3ページにつきましては、2款保険給付費と3款地域支援事業費についての主な施策について記載しております。5ページは給与費明細書に係る特別職・非常勤職員報酬一覧を、6、7ページには補助金・負担金一覧、8ページには基金の状況、そして9ページには長期継続契約予定一覧を掲載しております。11ページからは介護サービス事業勘定となっております。11ページは歳入歳出予算の状況として、構成比および前年度との増減率を記載しております。それ以降もそれぞれ補助金・負担金一覧等を記載しております。以上が介護保険特別会計予算の内容となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。ちょっと確認なんですけど、予算書の6ページの債務負担行為、これ説明ありましたよね。

峰課長。

○介護保険課長（峰修子君）

長与町介護保険特別会計予算書の6ページをお開きください。第2表債務負担行為でございます。これは長与町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定業務に係る予算につきまして、債務負担行為を計上させていただいております。金額は324万円となっております。以上でございます。

○委員長（金子恵委員）

ありがとうございます。それでは歳入の方から、保険事業勘定の歳入から質疑に入りたいと思います。まず6、7ページ、ここから始めます。戻っても構いませんので、進めていきますので。まずこちらではありませんか。では8、9ページ。ないようでしたら10、11ページ、質疑はありませんか。そしたら12、13ページ、認知症カフェ分

も入ってますけどいいですかね。それでは同じく保険事業勘定の歳出に入ります。16、17ページ、こちらで質疑はありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

17ページ、1款総務費の一般管理費の旅費、一番上の8節旅費ですが、国保も後期高齢も普通旅費と研修旅費って二重にあるんですけど、これは普通旅費だけということ、研修旅費っていうのはもうないということですか。

○委員長（金子恵委員）

峰課長。

○介護保険課長（峰修子君）

総務管理費の方では普通旅費としてしか計上をいたしておりません。その他の地域支援事業等で必要な分の研修旅費等は上げておる次第でございます。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

昨年度と同じページを見たら、普通旅費1万5,000円で研修旅費2万5,000円とあったんで、あらっと思って質問した次第ですが、いかがですか。

○委員長（金子恵委員）

堀係長。

○係長（堀将大君）

7年度の予算につきましては研修が一覧で予定表を確認したところ、オンライン開催がほとんどでありましたので、今回は出張旅費の方は計上していないということになります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

すいません、ちょっと戻って、歳入の12、13ページ諸収入、9款3項3目雑入の認知症カフェ参加者負担金なんですけど、これはもう単純に認知症カフェ1回100円ですかね、これの人数分というか、延べ人数でしょうか。ということで、まずよろしいでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

峰課長。

○介護保険課長（峰修子君）

委員おっしゃるとおり認知症カフェの参加者の負担金として、1回100円を頂いている分を雑入で歳入に入れておるところでございます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると総額でも1万2,000円、1回1人100円ですから、例えばこれはもう無料にするという考えはないのでしょうか。何らかその参加費を取ることに一定の、100円とはいえ何かこう意義づけとかあるのか。もう無料にした方が、まあ100円払うのが嫌で参加しないっていうことはないとは思いますが、もう1万2,000円であれば無料でもいいのかなと思うんですが。何らかこう例えば取らざるを得ない理由、もしくは取る何らかの目的があるのか伺います。

○委員長（金子恵委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

近年食糧費というものが何か非常に取りづらいような予算上ありまして、参加者の方にはちょっとお茶とちょっとしたお菓子をお出ししているので、1人100円でちょっと足りないんですけど、やはりちょっと参加者負担ということで取らせていただいております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。もう歳出の方に入ってしまったけれども、次、18、19ページ、いいですか。では20、21ページ、戻っても構いません、質疑はありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

20ページ、2款保険給付費1項1目介護サービス等諸費18節負担金、補助及び交付金の下から2行目の介護予防福祉用具購入費ですが、これ284万3,000円とあります。昨年は66万8,000円ということで4倍ぐらいになってものすごく増えたなということですが、この辺りの事情はどういうことかなとお聞きいたします。

○委員長（金子恵委員）

峰課長。

○介護保険課長（峰修子君）

これは在宅で支援1や2等の認定を受けてらっしゃる方がふらつきやお風呂に入りづらいとかそういう問題を解決するために福祉用具を購入していただいたり、手すりをレンタルしていただいたりとかそういうのに使用する予算でございますが、令和5年度に比べてコロナが5類になってからやはり外に出られる機会等を増えられたことと、コロナの期間になかなか体を動かさず下肢筋力の低下を感じられる方などが今年になって予想を上回る数で申請をされてこられたのではないかと考えております。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

予想を上回る人数、大体どういう件数というか、人数が分かれば教えてください。

○委員長（金子恵委員）

堤係長。

○係長（堤圭一郎郡）

先ほどの峰課長の説明もあるんですが、確かに在宅の利用の方が増えているっていうのもあるんですが、昨年こちらの介護予防福祉用具購入費っていうのが、先ほどおっしゃった金額を置いてたんですが、それも見込みが昨年度ちょっと実績が多かったっていうのもございまして、足元の実績、今現在の10月に作った時の介護予防の福祉用具の実績っていうのが大体200万円を超えてるような状態というのもございましたので、今の足元のところの実績に置き換えた上で、ちょっと金額が増えているというような状態になっております。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

どれくらいの方がというのはわかりますか。

○委員長（金子恵委員）

堤係長。

○係長（堤圭一郎郡）

すいません、ちょっと月単位という比較はできないんですけども、令和5年度のこちらの介護予防福祉用具購入の予防の分が購入が39件になっておりまして、こちらが今現在の時点でもう今62件というところで、大分昨年よりも購入者数が増えているところから、予算上もうちょっと増やさせていただいたような状態になっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。では22、23ページ、戻っても構いません、質疑はありませんか。では24、25ページ。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

23ページの2款保険給付費1項の下から2行目の高額介護予防サービス費、これも今6,000円ってありますが、昨年同じページ見たら167万8,000円ということであらまた違うなということであれっと思ったんですが、このご説明をお願いします。

○委員長（金子恵委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会に戻します。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

その下、すいません、7節報償費についてですが、教室サポーター謝礼というのでこれも昨年16万円で、今こう見たら10万円で、去年は医師等の謝礼22万2,000円というのが上がっておったんですが、今回はその医師謝礼というのはないということですね。

○委員長（金子恵委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

令和6年度新規事業でしたので、新しい新規事業の短期集中予防サービスCを行うに当たって、医師等謝礼を使う予定としておりましたが、現状サポーターの謝礼とあと委託料ということで賄えましたので、令和7年度は予算化しておりません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。では24、25ページ。26、27ページ、質疑はありませんか。では28、29ページ、いいですか。では30、31ページ。では次32、33ページ。戻っても構いませんので進めます。34、35ページ。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

34、35ページの地域ケア会議推進事業のところ、先ほど説明の中で人員不足なんかなどが課題だということでおっしゃったのはこの部分でしたか。ちょっと確認をお願いします。

○委員長（金子恵委員）

峰課長。

○介護保険課長（峰修子君）

委員おっしゃるとおり、こちらは先ほどご説明いたしました地域ケア会議推進事業費からの回数の減により予算が減額したものでございます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

すいません、回数のことじゃなくて、ちょっと私も控え、筆記がちょっと漏れたんですが、確か会議の中の課題として人手不足がうんぬんという話があったと思うんですね。ちなみにその会があったのはこの予算書のどの部分なのかをちょっと説明いただければ、よろしいでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

峰課長。

○介護保険課長（峰修子君）

この地域ケア会議というのは、理学療法士、歯科衛生士、栄養士の方などの専門職の方々および介護事業所から検討する会議の資料をお持ちいただいて、事業所でのサービスをどのように利用者さんが受けられているかのご説明を頂くようになっております。その介護事業所から来ていただく職員の方々、その方々が通常ならば利用者の方にサービスを提供していただいている時間に年間10回ほど、輪番ではございますけれども、来ていただかないといけないということがございました。また、ケースにつきましても、架空のケースではなく実際に利用をしていらっしゃる利用者の方に、この誰々さんのケースについて皆さんと介護プラン、支援プランの内容について検討していいですかという承諾を取っていただいて、その資料をまとめ、それを皆さんと共有してどういうふうな改善点があるか、事前にご検討いただいた上で持ってきていただく必要がございますので、そういうお時間を頂いておる会議でございまして、このことでかなり事業所の方にご負担をかけておるという状況がございましたので、回数の減を提案し10回から6回に減らしたところでございます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

この介護保険制度の制度が非常に複雑で、ちょっと私も全体的に十分把握ができてない状況ではあるんですが、いろんなニュース等で聞くと、在宅の方に対する介護事業者がいろんな介護報酬の改定等で非常に経営も厳しくなっているという話を聞いておまして、一つが本町はどういう状況なのか。ちょっとこれに引っかけた形でちょっとお聞きして申し訳ないんですけども。一定私の感覚では、過疎地でなかなか効率的に回れないような所で問題が発生しているのかなとは思いますが、本町ではそういう状況がないのかということと、やはり多忙だということとはなかなか介護従事者の方のいろんな条件がなかなか良くなって、なられる方が少ないというか、そういった問題もやっぱりあるのかどうか。今回のことに引っかけで申し訳ないんですけども、その辺りの状況を教えていただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

峰課長。

○介護保険課長（峰修子君）

この介護報酬等の内容につきましては、委員おっしゃったように大変複雑であることは私も日々感じているところでございますが、支援1、2を認定された方々がデイサー

ビス等に行って下肢筋力の強化とか、握力の強化とか、あと認知機能の維持をするためにいろいろ脳トイ等の活動をされたりとかする場合の点数というのがございまして、その点数が非常に低いというか、なかなかサービスに合った点数ではないのかもしれないと思うような状況が見えております。ただその点数については町独自で変更することが難しい状況でございまして、そういうところで介護、デイサービス等を運営していらっしゃる事業所は、運用状況もあまりこう難しいといえますか、なかなか厳しい状況であるのは間違いないと思います。また、介護に携わる人々の介護事業者の数というのが、2月9日にNIBが報道をしておりましたけれども、来年度令和7年度には介護者の人数が1,500人ほど不足するという報道が出されました。これは施設に入所していらっしゃる方々を世話される方、介護者の数なんですけれども、現在入所していらっしゃる方、そして事業所でそれだけの人数を介護する介助するために必要な人数というのを算出しまして、それが現状とどれくらいの乖離があるかというのを出された結果が県全域で1,500人という数を県の長寿社会課の方が算出されたものでございまして、そういう報道がされたような次第でございまして。介護は元気になられてまた日常生活に復帰される方とかもいらっしゃいますのでやりがいのある仕事ではあると思いますけれども、長期化することと、なかなか子育ての時のように元気になっていかれるばかりではございませんので、それが大変と思われるところ、また家族にはなかなか頼らない部分をこういうサービスに頼られて下の世話などもされないといけないような状況もございまして、介護従事者の方がなかなか集まりにくいような状況はあるのかと思います。また町内の事業所に関しましてもたくさんご協力は頂いておりますけれども、なかなか介護職の方の募集をされても応募がないということは聞いておるところでございまして。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。それでは36、37ページ、いいですか。では保険事業勘定全体、歳入歳出いずれでも結構です、質疑はありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

25ページです。3款地域支援事業費2項12節委託料についてちょっと質問します。この一般介護事業委託料518万4,000円、昨年は862万8,000円のみで、350万円ぐらい安くなってるというか、委託料が安くなるっていうのはどういうふうなことで安くなるんですかね。

○委員長（金子恵委員）

峰課長。

○介護保険課長（峰修子君）

こちらの一般介護事業委託料は、社会福祉協議会に委託をしておりますので85という事業の委託料となっております。令和5年度の決算額が高額でございまして、令和7年度の前算の協議をする際に長与町の介護保険課が、利用者の方の健康状態を維持ま

たは少しでも向上するような内容で下肢筋力の強化、あと口腔フローラのケアとか、あと嚥下についてのご指導、そして脳トレ、そういうのをに入れていただいて、こういう事業を実施してくださいということをお願いをいたしました。また、これまでだんだんと委託料が上昇しておりましたので、同じ事業内容を実施していただくのであれば、人件費で人勧等で上がる分は致し方ないにしても、講師の方が変わるとかそういうのではなるべく同額でないところとしても事業の継続はできなくなるということをご説明いたしまして、仕様書をはっきりとご提出させていただいて、いろいろと実施したい事業等もあられたようなんですけれどもそれは介護保険課としては考えておりませんということで、事業の内容を整理していただいてこの金額でご提案いただいたということでございます。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

そうすると350万円減というので、その介護の質の担保というのはその辺りはどうでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

峰課長。

○介護保険課長（峰修子君）

今年度1年間、めだか85については事業内容等を見学させていただき、また担当者の方と協議をさせていただきなどいたしまして、次年度もさらに参加者の方の身体機能の数値化ですとか、認知機能数値化して、目標を設定いただいて、どのようにしてなりたい自分になっていただけるかということを進めていきたいと思いますというような話しております。そのために必要なテスト、簡単な認知機能のテストなどがあるんですけれども、そういう内容のご提案をさせていただいたりしておりますので、事業の内容については同等なもの、またはより具体的にどこら辺を強化していけばその方の身体的機能が向上するかというのは分かりやすくなっているのではないかと考えております。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

それとその下に、昨年ありませんでしたが一般介護予防事業事業評価業務委託料330万円、この委託料の内容ってのはどういったものでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

峰課長。

○介護保険課長（峰修子君）

こちらは現在長崎県が進めております介護の内容について支援1、2のまだ軽度であられる介護認定を受けられた方に対して、サービスにつなげるだけではなく、サービス

からご卒業いただくことを目指した介護プランの策定、それをするためにケアマネジメントに関するアセスメント、アセスメントというのは利用者の方の現状を正しく把握するための質問調査みたいなもんですけれども、それで例えばお風呂に入りづらいので入るのが怖かったりとかですね、大変なのでサービスを受けたいという方がいらっしゃる場合に、どこが難しくてそういうサービスを希望なさるのか、それが例えば洋服を脱ぐのが大変なのか、お風呂に入る時に段差があるから難しいのか、それとも体を洗う時に洗身の時に浴槽が深いですとか、洗い場がかなり段差があるなどそういう環境的要因からなのか、ご本人の脚力なのか、ものを引っ張る力ですとか、風呂桶で流す、そういう力が弱くなっているからなのか。そういうのを詳しく確認した上で、まずは1人でお風呂に入りたいという目標を例えば設定されて、そうなるようにするには下肢筋力の強化やものを上げるための握力とか腕力の強化、そういうプランを作成して、それを短期集中してサービスを受けていただいて、できるようになって大丈夫だなんていう評価を受けた場合に限りですけれども、サービスをご卒業いただいてご自身で心配なくやっただけでいい。ただ、高齢者の方で夫婦のみのご世帯や単身でお住まいの方がいらっしゃる場合は、それだけではなくご家族の支援も伺って、風呂から上がったら電話を1回鳴らすのでちゃんと上がったよってという連絡にするとか、そういうことで全体で介護をしていただくような流れにしていきたいというものでございます。どうしてこのような委託をするかと申しますと、包括はうちの場合直営でございまして、長与町の場合、今高齢者の人口の層がとても厚い状況でございまして、今後あと15年ほど毎年500人ぐらいの方が高齢者の仲間入りをされる予定でございまして、このまま行きますと介護のサービスを受けることがかなり難しくなるのではないかと想像されるからでございまして。また介護のサービスにつながったから、これまでは包括の方も頑張っただけで皆さんの生活が安定するよということでしたけれども、介護につながった方はもうそこでちょっと安心をされて、ご自身での再活性化のための自己努力というんですか、自助努力ですね、それをなかなかされなかったり、サービスに依存をされる方もちょっと見受けられるような状況になりましたので、ここで包括の専門職のケアマネジャーや私どもも意識改革をしながら、介護保険制度が長く継続できるように変えていかないといけない時に来ているのかと思ひまして、長崎県も推進しておりますこのアセスメントを正しくしていくという事業を実施している業者に委託をするようにしておるところでございまして。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今の同僚委員の質疑と関連するところなんですけれども、先ほど介護の状態から卒業を目指すということで、要するに一定体力等々が落ちた方を、そこに介入していつてま

た回復して元気になっていただくというような取り組み、要するにフレイルの可逆性といえますかね、そういう取り組みをやっていくということだと思うんですが、恐らく先進的な医療機関等々でそういった先進的なことをずっとやられてるところはあろうかと思うんですが、一定それをするにはマンパワーみたいなものが必要かなと思うんですよ。先ほどもこのままいけば毎年500人ぐらいの方が高齢者の仲間入りをして、その中の一定割合の方がやっぱりフレイルっていうか、虚弱の状態になっていかれる、大体割合で分かっていると思うんですけども、そうした方々をまた元気な状態になっていただくためのいろんなサポートをしていくのに、逆算方式でどのぐらいのパワーが要る、今の町の仕組みというか人員でそれが補えるのかなと。もちろん民間とかの力も借りてやっていくというふうに思うんですけども、その辺りというのは、今後介護保険の事業計画なんかも改定の準備が入ると思うんですが、一定の見通しってというのはついているのかどうか。この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

峰課長。

○介護保険課長（峰修子君）

ケアマネジメントの業務委託で私どもが対象とされる方というのは、支援1、2の認定を受けられた方、新規で受けられた方に対して、今後ご案内を差し上げて、その事業に承諾をしていただいた方になりますけれども、そういう方々に短期間で身体的機能の強化とかそういうのを参加していただきたいと思っています。ただその後ですね、一定の期間終了後卒業なさって、そのままご自宅で何もされない場合は、また身体機能の低下が想定されますので、それがないように例えば地域で行っております介護予防事業、そういうところにつなげたり、地域で今19の自主サークル、サロンがございますので、そちらの方につなげるような支援をいたしたりとか、あと地域で介護をということで、第二層協議体の設立も頑張っておりますので、そういうところで地域の方の目、あと地域の方のご協力も仰ぎながら、自助と互助でどうにか進めていけないかと考えておるところでございます。また構想はございますけれども、実際に令和6年度に通所C型というサービスをいたしました、そこで同じように考えているような事業を行って、とても反響は良かったと思っております。ただその先のサービスにつなげるというのがなかなかできず、本当にその先まで行かれた方ってのは本当に数える程度しかいらっしゃらなかったような状況でございまして、そこをやはり強化しないといけないかと思っております。私どもケアマネジャー、主任ケアマネが3名と、ケアマネジャーが7名しか来年度いない状況でございまして、今ただでさえ50件以上の担当を持っております。それに加えて新規でずっと増えていくと、やっぱり回っていかないっていうのがありまして、まずもってこういう事業に早く着手しないといけないかと思っておるんですけども、それでもやはり私どもだけではたくさんの方々の日常生活について目が届くわけではございませんので、自助と互助で地域の方もなるべくご協力いただきながら進めたいと思っ

いる次第でございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。主要な施策を含め、全体的に。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今、質疑で現状いろいろ理解しました。これからそうやって500人毎年高齢者が増加したり、その中で社協の委託を非常に見直したり、いろんな会議を減らしたり、ご努力なさってると思いますし、必要だと思うんですが、まず特別職が今回24人減ってるという表になってまして、この主要な施策の5ページにその内訳ですかね、このような形で載ってますけれども、5ページの3款3項の方の地域支援事業の方の特別職ですね、これが去年は例えば1目地域包括支援センター運営協議会委員というのが15人いたのがゼロ、その他も7目認知症初期集中支援チーム検討委員会委員が20名から15名というように、減ってるところが3種類というか、1目、5目、7目であると思うんですね。これがどういう理由なのかっていうことですね。やっぱり必要なところは減らしてはいけないと思うんですね。もちろん、減らせるものは減らしていいと思うんですが、単純に比較というか前年度比と見ると大分減ってる、60人から36人になってる、トータルですけども。というところでちょっとどういうことなのかなと思ったもんですから。令和5年度も見て、令和6年度とほぼ同じだったようなんですよね。なので7年度が急に24人減ってる。なので、この地域包括支援センター運営協議会委員、それからその下の在宅医療介護連携推進協議会委員、そして認知症初期集中支援チーム検討委員会委員、これがそれぞれそもそもどういう役割の方々でこうやって減った理由というのを伺いたいんですが。

○委員長（金子恵委員）

峰課長、すいません、中身よく分かるんですけどもう少し簡潔に答弁をお願いしたいと思います。

峰課長。

○介護保険課長（峰修子君）

3款3項1目の地域包括支援センター運営協議会委員につきましては、包括のみについての協議会を実施していないために、これは長年計上がございましたけれども会議が行われておりませんので削除させていただいております。これにつきましては、介護保険運営協議会で同じ内容について協議をされているためでございます。続きまして、5目の在宅医療介護連携推進協議会につきましては、これまで医師の方4名に委員になっていただいておりますけれども、医師会に委員の推薦についてご依頼をいたしますけれども希望者がいらっしやらなかったということで、4名から2名に減、またその他専門職の方々にも委員の依頼をいたしましたけれども、欠員について補充がなかったようなところもございまして、減になっておるところでございます。また認知症初期集中支援

チーム検討委員会委員につきましても、同等の理由で新たな補充がなかったということで委員の数が減っておるところでございます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

1目の地域包括支援センターについては理解いたしました。あとの5目と7目の方は、今のご説明ですと、ある意味本来は例えば5目ですと医療関係の方が4人いた方がいいということで多分17人だったと思うんですよね。なので例えばですけれども、やっぱりこの年度中にも募集をされて、例えばやってくれる方が見つかったら追加されるのか。それとももうこの今の本年度人数13人と7目は15人、もうこれでやっていけそうというか、もう7年度はやるのか、ちょっとその辺り方向性があれば伺いたい。

○委員長（金子恵委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

まず5目の在宅医療介護連携推進事業につきましては、こちらの方が平成29年から動き出しているかと思えます。当初またできたばかりの頃は、やはり在宅医療を進めるために1人でも多くの医師に参加していただきたいということで、4名の方に令和6年度までは委員として務めていただいております。ただこちらの協議会の方が年に2回の全体会とプラスして作業部会ということで、それぞれの活動、例えば住民周知の取り組みであったりとか、医療介護従事者の連携を図るとか、そういった作業部会にもまた2回から3回出ていただくような形になっておりまして、医師会の方からとても負担感というものを聞いておりました。それもありませんで医師の方は2名にいたしております。それから、介護事業所の方からもなかなかやはり出ていただく方が見つからないところもあって減っております。それから7目の認知症の方も、そうですね、こちらの方は事業所の方だったかと思えますが、やはりちょっと出ることが難しいということで減っております。ただ、認知症初期集中支援チーム検討委員会につきましては、当初認知症初期集中支援チームを立ち上げるための検討委員会っていうところもありまして、こちらの方が平成30年に立ち上がりました。そして年に1、2例ではありますが、初期集中支援チームにかけて、かかった方たちがどうなったかっていうところを、もちろん専門職の方たちにいろいろ見ていただくっていうのもありますし、認知症の事業の取り組みがどうなっているかっていうところについてもご意見をたくさん頂いている状況で、今のところこの人数で足りているのではないかというふうに思っております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今のところは分かりました。最後にちょっと確認といいたいでしょうか、参考までになんですが、先ほど私が認知症カフェの参加者の1人100円っていうので頂いてるのがどうなのかなと思ったんですが、先ほどのご説明ですと私が受けた印象では、例えばあえて有料にすることで何かこの参加する意識とかどうこうっていうことじゃなくて、食糧費、お菓子とか出す分の中で一部負担してもらって、ただそれでも足りてないということだったと思うんですが、そうすると認知症カフェで使ってる飲み物とか食べ物は、この歳出の何款何項何目のどれなんですか。ちょっと参考までに。

○委員長（金子恵委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

3款3項7目10節需用費の食糧費ということで出しております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。保険事業勘定の方で全体で。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（堤理志委員）

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

ちょっと分からないところがあるので教えてください。先ほど委託料ということで、社協への委託料350万減円ということで、話し合いでこういう金額になったということで内容的には理解をしました。ただ一つお聞きしたいのが、この社協にいろんな事業の委託をしておりますけれども、これをもし民間に委託した場合の金額と社協に委託した場合のこの委託料というのは、その差異っていうのはないのでしょうか。

○委員（堤理志委員）

峰課長。

○介護保険課長（峰修子君）

全く同じ内容ではございませんでしたけれども、他の民間の事業所が展開していらっしゃる介護予防事業、その中で身体機能の強化と認知機能の強化をなされているものを見学させていただき見積書を徴取させていただいたんですけれども、社協の委託料よりもやはり高額でございました。ですので、そのまま社協の方をお願いをするということにした次第でございます。

○委員（堤理志委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

確かに高額だったので社協の方っていうことでは分かるんですけども、社協もやはり運営をしていくということを考えると、あまり差をつけて社協で安くで委託をする

っていう考え方はもうちょっと離れて、ある程度民間と同じような競争をさせて、そして社協の運営にもきちんと関わるか、はっきり言って人件費を出してる以上はある意味運営にも関わっている部分もあると思うので、そこはやっぱり公平にというか、もう少し安いから社協にお願いをしたということではなく、正式な条件の下で委託をするっていうところを考えていただきたいなと思うんですが、そこに関しての見解をお伺いしたいと思います。

○委員（堤理志委員）

峰課長。

○介護保険課長（峰修子君）

この委託事業につきましては、指導していただいている方の人数および事業で参加される時間ですね、そこを私どもの介護保険課の会計年度職員と同じような事業をしている方と比較をし、それを積み上げてどれくらいの予算になるかというのを算定した上で、それよりもやはり高額ではあったんですけども、私どもができる範囲ではなく、これまでの実績もあらわれるので、あとこちらの事業内容というか、仕様書をはっきりとお示しして、こういうふうな事業をしてほしいということをお願いをした次第でございます。でその中に社協が希望している事業がございましたけれども、ボランティア保険とかそういう保険が効かないような事業、バスでどこかにちょっと旅行に行きたいみたいなのが入っておったんですけど、それはちょっとこちらとしては事業として認められませんということで協議をいたしまして、仕様書に沿った内容で再度金額を出していただいた次第でございます。

○委員（堤理志委員）

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

分かりました。もう別団体ですので、これ以上は言えないことは分かりながら質問したので。28、29ページ上段の方に高齢者虐待等ケース検討会謝礼ということで、そう高額ではありませんが12万円という数字が出ております。これは、地域ケア会議でも虐待が実際にあっているという話もお聞きしたこともありますけれども、実際に町内でこの高齢者虐待ということに関しての問題っていうか、事件っていうのはちょっとあんまりしょうけど、そういうふうなことが問題化しているところはないのか、その点はいかがでしょう。で、それでこのケース検討会というのがそういうものを基にやはりなされているものなのか、そこを教えてください。

○委員（堤理志委員）

峰課長。

○介護保険課長（峰修子君）

高齢者虐待につきましては、施設での虐待や、個人のご家族での虐待や知人からの虐待等ございますけれども、今のところ協議等で収まったりとかしておるところですが、

困難ケースになった場合は、弁護士の方に依頼をしたり、社会福祉士の方の介入などがございますので、その分での予算を計上しておりますのでございます。

○委員（堤理志委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。では次、介護サービス事業勘定の方に移りたいと思います。こちらの歳入ですね。44、45ページ、そして歳出の方は、48、49ページ、あまりそう多くはないので一括して質疑をお願いしたいと思います。歳入歳出いずれでも結構です。こちらで質疑はありませんか。いいですか。

介護保険全体で質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

申し訳ありません。ちょっと介護保険の仕組みが非常に複雑だということで、どの科目で聞けばいいのかということのちょっと申し訳ない、よく分からなかったので、全体の中でお聞きしますが、私が住んでいる地域はもう後期高齢に差しかかるといの方が非常に増えて、近所でもだんだん家を手放してどっかに入所されているのかなあとというふうに思っている状況なんですけれども、ちなみに当然元気になっていただくという努力を、要支援1、要支援2の方については特に一生懸命されてると思うんですが、どうしても一定介護度が3、4、5と高くなっていかれる方もいらっしゃると思うんですが、そういった方について、もちろん在宅で介護をするという方もいらっしゃると思うんですが、いろんな事情で入所型の介護といいますか、そういったものを希望される方というのもしゃるんじゃないかと思うんですが、私が気になってるのが、そういった方々が近隣の市町とも連携しながら、一定希望するような入所型の介護というのを受けられる状況なのか。その辺りの状況っていうのはどういう状況なのかっていうのを知りたいんですが。

○委員長（金子恵委員）

峰課長。

○介護保険課長（峰修子君）

長与町の場合は、近隣の時津町や長崎市等に及んで介護サービスを受けていらっしゃる方が多数いらっしゃるのが現状でございます。私ども職員が施設の運営会議に出席をする際に、待機人数ですとか、そういうのをお聞きする機会があるんですけども、これはそれぞれちょっと前のデータにはなりますが、例えばグループホームのような所ですね、そこでもやはり常に5、6人、多くて10人近くの待機、希望される方がいらして入れない状況というのを把握していらっしゃるような状況でございます。また特別養護老人ホームのような所は50人近くの方が待機をなさっているような現状がございます。しかしながら、同時期に複数の事業所に申し込みをされていらっしゃる場合もござ

いますので、これが重複してる部分はあるかと思いますが、多くの方が待っていらっしゃるような所もあるというのが現状でございます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

という状況が恐らく全国的にあるんじゃないかと思うんですが、これは町の独自の問題ではなくて、そういった状況の中で国としてそういった施設、入所型をちょっと増やそうというような計画の策定を市町村にっていうような流れは今のところないのかどうかですね。

○委員長（金子恵委員）

峰課長。

○介護保険課長（峰修子君）

今高齢者の方の波というのがこれからあと15年ぐらいでピークを迎えて、その後全体の高齢者の人口が激減するような流れがですね、急激に減少するような流れになっていくのが想定されておりますので、設備投資をして事業所拡大したりとかするような所はなかなか見受けられないのではないかと思います。しかしながら、先に申しましたように介護職員が不足している所は定員があっても、その定員に満たない人数で運営をされていらっしゃるりとか、そういう状況もあるかと思っておりますので、事業所の事情で待機をされている方もいらっしゃるかと存じ上げます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私は令和7年度長与町介護保険特別会計予算に反対の立場から討論を行います。この予算は第9期の介護保険事業計画、昨年から引き続きこの計画に基づく予算編成となっております。その中では、財政論の立場から施設への入所よりも自宅での介護を推進する色合いが濃い計画となっているというふうに認識をしております。入所型の施設を極力増やさない方針であるために希望する方が入れない状況が今後も増加していく可能性が高い計画となっております。事業計画策定時の住民の意向調査によりますと、自宅で介護を受けたいと希望する方の割合が高いとの結果が出ております。これは、自宅で過ごしたいと希望する方が多いという結果ではありますが、その一方で老老介護でありますとか、また認知症が進行する高齢者を自宅で1人にするわけにはいかず、家族が退職して介護に従事する世帯が増加しているということも報道などで言われております。そ

うした中で、介護する側の世帯の経済的、そして心理的負担が高まっている状況にあると考えます。介護保険制度はそもそもこのような家族の負担を軽減し救済するということを設立当初言われておりました。昨今では、低所得者の保険料の引き下げ等も行われているということも理解はしておりますけれども、全体的な方向としては、保険料や入所に係る要件などは非常に厳しいものになってきているのではないかというふうに思います。それから介護従事者の処遇改善の問題であったり、また処遇改善も一定やられてはいますけれども、これが物価の高騰に追い付かず、また小規模事業所の運営も全国的に厳しい状況にあるというふうに聞き及んでおります。持続可能な介護保険制度という理由で国は支出の抑制をする姿勢を続けておりますが、これが私は最大の要因であるというふうに思います。これによって被保険者、そして家族は介護サービスの利用の抑制を余儀なくされているというふうに思います。これらの問題の解消は町の努力だけでは難しいということは重々承知をしておりますけれども、住民の置かれた実態に即した制度の改善、これを国や県に予算の拡充を町からも強く働きかけていただくことを求め、反対の討論といたします。

○委員長（金子恵委員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第25号令和7年度長与町介護保険特別会計予算の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本日の委員会はこれで終了です。皆さまお疲れさまでした。所管の皆さまお疲れさまでした。

（閉会 16時28分）